

ガイドライン第1回意見照会結果とその対応方針

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
1	幹事-応用地質1	001-全体			運用可能なガイドラインとなっていると考える。		D	—	
2	幹事-応用地質2	001-全体			国土交通省直轄工事以外でも準用可能なものとなっていると考える。		D	—	
3	幹事-応用地質4	001-全体			文末の表現方法がわかりにくいと考えます。 ・いきりの表現 ・～よい ・～望ましい の区分が分かりません。 運輸安全委員会での示し方がよいかどうかは分かりませんが、何らかの解説が必要と考えます。 (参考：http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2019-7-1.pdf 3ページ目)		B ↓ C	ご指摘の箇所を含め全体の文末、枠書き、解説の記述の趣旨(標準、推奨、例示など)を確認し、修正いたします。	議題6：文末の表現方法
4	幹事-応用地質5	001-全体			直上の意見に関連して、必ず実施すべきところが、「よい」もしくは「望ましい」となっていると考えます。	例えば ・p53(3) 手法の修正、追加は望ましいのではなく必須と考えます。 ・p54 5.4 見直しも同様に必須と考えます。 ・p58(8) 整理しておくことも必須と考えます。 *いずれも p30 図-6 を成立させるための箇所と考えます。 ・p64 検討メンバーには・・・含めるのが望ましいは、設計、調査、施工が一体であることが、本ガイドラインの趣旨と考えます。 *地質・地盤技術者の一部の方は、施工時のトラブルに精通していません。 他の箇所にも同様の指摘部分がありますが、ここでは見直すべきと感じたか箇所を例として示しました。	B ↓ C	ご指摘の箇所を含め全体の文末、枠書き、解説の記述の趣旨(標準、推奨、例示など)を確認し、修正いたします。	議題6：文末の表現方法
5	建コン1	001-全体			表紙 ー関係者が ONE-TEAM でリスクに対応するためにー P1 ONE-TEAM の説明部 本ガイドライン(案)では、地質・地盤リスクマネジメントにおいて最も重要な点は、事業者、地質・地盤技術者、設計技術者、施工技術者、施設点検者、またそれを支援する産官学の専門家等の関係者が、リスクマネジメントに参画し、リスクに関する情報を共有し、役割を分担し、また強く連携してリスクに対応しようとする意識とその体制にあると考え、これを ONE-TEAM と表現している。関係各位が ONE-TEAM の意識と体制をもって連携を深め、着実にリスク対応を行っていくことを期待する。 表紙にある ONE-TEAM は事業体内部の事で有れば兎も角、受注者も含まれる場合は、疑問である。	リスクを含む業務を、リスクを取りながら受注し、ONE-TEAM になれるか疑問である。(正当な対価により業務を行うもの)	D	契約の範囲内での連携を期待するものと考えております。	

修正方針の区分
 A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)
 E：ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
6	建コン2	001-全体			「地質リスク＝地質・地盤の不確実性」という論調が見受けられますが、地質にリスクが存在するのではなく、その扱い方（調査・設計・施工）にリスクが存在するのではないのでしょうか。このため、適切な扱い方（調査・設計・施工）を選択することによって、リスクを軽減することができるのではないのでしょうか。		D	指摘の通りリスクと不確実性は異なるものであり、用語の定義等に示していません。またご指摘の考え方は「基本的考え方」に示しています。	
7	建コン3	001-全体			これからの時代、地質・地盤技術者、特にボーリング・オペレーターや試験技術者などが激減することが予想されています。今後は、非常に限られた情報（事前の地質調査結果）をもとに設計や施工を行うことになると思われます。ガイドラインでは、このような状況における対応についても言及しておくべきではないのでしょうか。		D	1章の解説において「技術者不足や経験不足」について言及しております。また、「基本的考え方」の4)の中で、情報が少ない段階でリスクの見逃しや過小評価が生じやすいことやその対応について述べております。	
8	建コン4	001-全体			土木事業に関し、ONE-TEAMとして、良質な事業を推進するためには、地質情報の有する不確実性に関する認識・理解を事業関係者一同で深め、共有し対処していくことが重要であるとのガイドライン（案）の趣旨には深く共感する。 とりわけ、地質分野は専門性が高く、事業者側において容易に理解できるケースは希と思われるので、このあたりの理解促進を如何に行っていくかと言うことが重要（課題）ではないかと考える。 なお、河川分野のダム事業においては、非公式な手続きではあるが、基本設計会議という各事業段階に応じた手続きがある。この手続きは地質情報の不確実性も含めた、ダム事業全般に係るリスクマネジメントに該当すると考えられるので、この手続きの事例紹介等は良い参考例になるのではないかと考える。		F	ダムの実事例ではありませんが、工夫した点などについて参考資料に示します。	
9	建コン65	001-全体			各段階でのリスク評価・方針決定には責任が伴う。また、運営に関しては人件費を含めたコストがかかる。本ガイドラインが、純技術的な役割を担うための組織・手法を目指したのか、実運用の手段まで目指したものが不明確に感じる。		D	ガイドラインでは基本的な手順、実施にあたって適用できる手法及びその留意点について示したものです。事業は多様なため、運用の具体的な方法は事業者が定めるものとしております。	
10	建コン66	001-全体			ガイドラインの適用者および適用範囲が明確ではない。	各プロセスにおいてリスクへの対応は考慮すると思うが、ガイドラインの活用がわかりづらい。	D	2章、5章に適用の考え方を示しております。なお、ガイドラインの個々の事業への適用は事業者が判断するものと考えております。	
11	建コン67	001-全体			以前の意見照会の際の資料から大幅な修正・追加があり、具体的な流れも分かり易くなっている。あくまで各事業者が作成するマニュアルの基本的な事項を網羅したという意味で期待できる仕上がりと感じている。	地質リスクマネジメント実施の可否判断の基準策定の参考としたいため。	D	—	
12	建コン68	001-全体			ガイドライン（案）を実践するうえでのツール（チェックリスト、抽出表、判定表等）がないので、作業の流れがイメージしにくい。		F	参考資料に、手法等の事例を示します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
13	日建連14	001-全体			判断・選定・決定における具体的な基準・事例・があればもっと活用できると思います。例えば：軟弱地盤上に盛土を施工することで発生する不同（不等）沈下に対する対応方法のリストがあります。	地盤・地質の不確実性で具体的な基準を定めるのが難しいですが、経験不足な若手技術者でも参考になれるガイドが欲しいです。	E	リスク基準などの判断基準は事業者が検討するものとしております。具体的な基準や事例の作成・収集については今後検討が必要と考えます。	
14	日建連15	001-全体			ガイドラインにリスクマネジメントプロセスや分析手順のシナリオ例があれば流れがもっとわかりやすいと思います。	着手から維持管理までのマネジメント仕方がよくわかりやすいため。	F	具体的な実施例（工夫例）を参考資料として示します。	
15	九州地整2	001-全体			トレンドのキーワードである「品質確保」が見当たりませんが、現在、全国で試行中の「地質技術者の参画による品質確保」の取り組みとの関連性をご教示ください。	試行との関連性がよくわからないため。（試行担当は川尻補佐ライン）	D	試行中の品質確保等の取り組みも活用しながらリスクマネジメントを行う枠組みとしております。	
16	日建連68	001-全体			「地質や地盤が複雑」、「情報が不確実」、「複雑さ、不確実さの周知が必要」と言ったことが数多く出てきますが、整理して最小限必要なところのみに限定した方が読み易くなると思います。		D	不確実性は重要なキーワードであるため、多くの箇所でも繰り返し説明することとしています。	
17	日建連69	001-全体			「適切な人材・体制を構築する」とありますが、「人材」に対する述語がありません。		C	「適切な人材を確保し」に修正します。	
18	日建連31	001-全体			地質・地盤リスクマネジメントの具体的な実施例を巻末または別紙資料に用意されると、リスクマネジメントの実施方法についてより理解しやすくなると思います。	本ガイドラインは、全般的に概念的な方法、手順が解説されている印象があります。具体的な実施例の記載があると、それを参考にして、実務者がより理解、運用しやすくなると思われます。今後の課題として検討されると幸いです。	F	具体的な実施例（工夫例）を参考資料として示します。	
19	北陸地整16	001-全体			・「用語の定義」と「説明及び解説」の統一性を図るべき。	「レビュー（モニタリング）」を説明及び解説するのに「レビュー（モニタリング）する」とは不親切である。	D	3章の用語の定義で定義してまいります。	
20	日建連32	001-全体			OEN-TEAMの表現は不要では	コミュニケーション及び協議は ONE-TEAMと同意、表現がダブっている感があるため。	D	「ONE-TEAM」は関係者の連携、「コミュニケーション及び協議」はそのための手段の一つという意味であり、このままの表現を使用します。	
21	北陸地整13	001-全体			・「なお、」の前で改行。 ・「や」、「あるいは」、「ないし」、「及び」、「並びに」、「かつ」、「又は」、「若しくは」、「」、「等」の使い方がある。 ・「より」は比較だけに用い、よりどころ示す場合は「よって」を用いる。 ・「・」、「や」と「、」の違いは？例「設計や施工」と「設計・施工」	「JIS Z 8301」を参照願いたい。文章内のまとめ（解釈）がわかりにく、統一性がない。	C	本ガイドライン（案）は、地質・地盤リスクマネジメントの導入及び運用方法を示すことを意図していますので、JIS規格のように厳密な規定とはしていません。ご指摘の趣旨を踏まえ、ガイドラインの表現を確認し、必要に応じ文章を修正します。ご指摘の通り修正します	
22	北陸地整15	001-全体			・例：名詞「取り扱い」→「取扱い」又は「○取扱（意味が変わらないから）」 ・例：名詞「組み合わせ」→「組合せ」、「×組合（くみあい）になり意味が異なるから」 ・例：動詞「組み合わせる」→「組み合わせる」	「送り仮名の付け方（内閣告示第2号、内閣告示第3号）」又は「JIS Z 8301」を参照願いたい。	C		

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
23	幹事・応用地質3	002-ま えがき			2-3 行目 「地質・地盤の不確実性」は「地質や地盤の情報の不確実性」ではないでしょうか？	「地質や地盤は複雑で不均質なもの」であり、そこから得る情報は不確実性があると、1～2 行目で示されています。ガイドラインで扱うのは、情報をどのように共有し、リスクを考えるかと理解しています。よって、リスクマネジメントの対象は、「情報」と考えます。 P3(3)の答申の記述も、「限られた情報の中で・・・」と情報を主たる対象と考えていると思います。 また、4.1 でも情報に対してマネジメントすると読めます。 地質・地盤条件そのものは、技術者はコントロール出来ません。その条件に対してどのようなアプローチをするのかは技術者が関われる部分と考えます。	D	ご指摘の通り、不確実なのは地質・地盤の情報ですが、3章の用語の定義に示したように「不確実性」の定義は、「情報、理解または知識が（中略）欠落している状態」としております。	
24	全地連1	002-ま えがき			ONE-TEAM でリスク対応・・・・・・リスクの前に地盤・リスクがない	メインタイトルと整合させる	D	メインタイトルで地質・地盤リスクマネジメントと明示しており、サブタイトルにも地質・地盤を入れると冗長になるため省略しております。	
25	建コン6	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方		不断な実施→不断の実施 (あるいは継続的な実施)	一般的にはこちらかと考えます (用語の定義、4.3 などを読むと継続的のほうがフィットする気もします。)	D	どちらの用法もあるため、このままとします。	
26	日建連16	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	1.本ガイドライン(案)の目的 (3)地質・地盤リスクマネジメントの必要性	p.3 枠内1行目に、「計画・設計・施工・維持管理の各段階において」とあります。一方、p.7 解説2行目には、構想・計画、調査、設計、施工、維持管理等において」とあります。リスクを考える段階については、後者に統一した表現とすべきと考えます。 その結果、p.31 事業の段階におけるプロセスの特徴などでは、文章の追加が必要になるところもあると思われれます。	全体を通した統一的な整理と評価を行うため、	D	当該箇所については引用のため、現文をそのまま使用します。 当該箇所以外は統一しています。	
341	国総研河川・大規模研1	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドラインの基本的考え方(1)土木事業における地質・地盤の不確実性の影響2段落目	「不確実性大きい」という特徴は、人工の材料や構造物にはない地質・地盤特有のもの→「地質・地盤では人工の材料や構造物に比べこの特徴が特に顕著」としてはどうでしょうか。	人工材料や構造物に対しては不確実性を考慮する必要が無いとの誤解を生じないようにするため。(例えば維持管理における老朽化や大規模な外力作用に関わるリスクについては、人工材料や構造物としても不確実性を無視できない)	C	「顕著」というキーワードを入れて修正します。	
27	日建連17	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(3)地質・地盤リスクマネジメントの必要性	p.3 枠内1行目に、「計画・設計・施工・維持管理の各段階において」とありますが、老朽化施設などの更新段階について、コメントする必要があると思います。	老朽化施設など古い施設については、資料すら残されていないものもあるため、供用しながらのリスク評価には、新設とは違いがあることを明記することが望ましいと考えたため。	C	維持管理段階の留意点を第4章に追記します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
B：修正が必要なものかどうか確認するもの
C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
28	建コン69	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	10行目の「共有の枠組み」という点は重要です。本書全体でもう少しこの辺りの記述が深まればと思う。		D	共有の枠組みの考え方、運用の方法、手順などについてすでに記載しております。	
29	建コン5	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方		段階ごとに3者会議が行われるが、知見の確認段階は？	各段階すべての知見をどの段階で確認できるかがわかると良い。	D	知見の確認も「コミュニケーション及び協議」の中で適切な時期に実施されるものと考えております。	
30	日建連16	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(3)地質・地盤リスクマネジメントの必要性 1.本ガイドライン(案)の目的	p.3 枠内1行目に、「計画・設計・施工・維持管理の各段階において」とあります。一方、p.7 解説2行目には、「構想・計画、調査、設計、施工、維持管理等において」とあります。リスクを考える段階については、後者に統一した表現とすべきと考えます。 その結果、p.31 事業の段階におけるプロセスの特徴などでは、文章の追加が必要になるところもあると思われれます。	全体を通した統一的な整理と評価を行いたいため。	D	p.3 枠内は引用のため、現文をそのまま使用します。 当該箇所以外は統一しています。 p.31の事業の段階では、調査が単独の段階ではなく、構想・計画、設計の段階に含まれるものとして記述しています。	
31	全地連3	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(2)地質・地盤の不確実性の取り扱い	併せた、合わせたの誤植あり、	標記の適正化 例えば P3 は併せた→合わせた、P6 はあわせ→併せ、P25 はあ寄せた→合わせた、P66 あわせて→併せて、P69 併せて OK	C	ご指摘の通り修正します。	
32	全地連2	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(2)地質・地盤の不確実性の取り扱い	「および」、「及び」の標記が不統一	標記の適正化 および、及びなどの標記あり、例えば P11 には及びとある	C	ご指摘の通り修正します。	
33	日建連65	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(3)地質・地盤リスクマネジメントの必要性	全般的に主語が書かれていないことが多く、誰が実施するのかがわかりにくいので、主語を記述した方が良いと思います。	例えば「関係する技術体系の確立、・・・育成等を行う」とありますが、誰が主体となって行うのかがよくわからないので。	B ↓ C	主語の明示がなく意図が伝わらないものについて確認し修正します。	
34	全地連4	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方		「ならびに」の使い方がおかしい。 全体的に「及び」、「並びに」の用法がおかしい。	「及び」、「並びに」は限定列挙を表す用語ですが、行政文書で使う場合のルールがありますので、それにそった修正が望まれます。 また必ずしも限定列挙でないところでも「及び」、「並びに」が使われているケースもありますので、その場合は使わない方が良いと考えます。	C	ご指摘の通り修正します。	
35	幹事-近畿地整1	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4)2)	「事業者は普段から密接な・・・」 →「事業者は常日頃から密接な・・・」	普段となると事業に関係ない場合にも必要ないように見えるため。 (P42 下から7行目の表現に合わせる)	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C : 意見通り修正するもの
 D : 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)
 E : ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
342	国総研河川・大規模研2	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	・本ガイドラインの基本的考え方(4) 1)適切な体制の構築 ・4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織 解説(1) 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織 2 段落目	体制として「専門技術者」「一部業務を委託」「有識者」等に言及しているが、特に内部の技術者が業務委託のみによる体制とする場合は、客観的なリスク分析・評価となるよう事業者自身が十分配慮することが重要なことを注意点として記述してはどうでしょうか。	リスクマネジメントの実効性を担保する上では、リスク分析や評価自体が事業者の意向(特に工期・予算等の制約条件に関わるもの)に囚われるようなバイアスを排除することも重要と考えられるため。	D	適切にリスクアセスメントやリスク対応が行えるよう事業者が確認することを示しています。具体的な例示、留意点は5章に記載しております。	
36	日建連33	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(3)地質・地盤リスクマネジメントの必要性	ISO 31000(リスクマネジメント-指針)→JIS Q31000:2019 リスクマネジメント-指針 (ISO 31000:2018)とすべきでは	日本の規格を先に準拠すべきでは?	D	ISO31000を参考としておりますので、ISO31000を先に記載する現状のままにします。	
37	国総研構造・基礎研1	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4)1)適切な体制の構築	「地質・地盤リスクマネジメントを行うにあたり、適切な専門技術者を参画させる必要がある」とありますが、既にプレイヤーとしている設計技術者や施工技術者に対しても、地質・地盤に関する知識が求められることを書くのがよいです。	リスクへの設計上・施工上の対応を検討・提案することが設計技術者や施工技術者に求められることとなるが、相応の知識がなければ適切な検討・提案ができないため。	A ↓ C	「なお、設計技術者や施工技術者においても地質・地盤に関する知識を持つことが望ましい。」という文章を追記します。	議題5:関係者の資格要件
38	幹事-近畿地整2	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4)3)	10行目 「・・・おける、リスクに関する・・・」 →「・・・おけるリスクに関する・・・」	句読点はいらぬ。	C	ご指摘の通り修正します。	
39	幹事-近畿地整3	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4)4)	下から2行目 「・・・位置づけられ・・・」→「・・・位置づけられ・・・」	誤字ではないか。	D	ひらがなが正しいため、現状のままにします。	
40	建コン70	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	同じく、3行目の「見える化」も重要です。本書全体でもう少しこの辺りの記述が深まればと思う。		D	見える化についてすでに記載していますので、追加の記載は行わないことにします。	
41	全地連5	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	3)リスクマネジメントの不断な実施	構想・計画段階に対応すべきリスク、設計時に対応すべきリスク、施工時に対応すべきリスク等 というような不明確な言い方をしないで、P3の(3)の箱書きの1行目にあるように「維持管理段階に対応すべきリスク」と記述したほうが明確になる		C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分		
A: 修正内容について検討・議論が必要なもの	B: 修正が必要なものかどうか確認するもの	C: 意見通り修正するもの
D: 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)	E: ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)	F: 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
42	幹事-近畿地整 4	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4) 4)	1行目 「・・・されたことから、これとあわせて、リスク・・・」 →「・・・されたことから、リスク・・・」	元々質の向上は必要であったが、品確法に定義されたことからさらに重要となったとの表現であれば、「これとあわせて」は必要ないのではないかと。	C	ご指摘の通り修正します。	
43	幹事-砂金先生 1	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的		技術者が足りないのでリスクマネジメントが必要と読めます(前に出ています)が、それよりも一貫してプロジェクトを地質の観点から俯瞰できる人を位置づけ、その人でもって経験不足があれば全体で補う、というのが本来の主旨かと思いますのでその点を少し強めに記述してはいかがでしょうか。	技術者・経験者不足への対応	D	技術者不足が大きな課題との認識で記述しています。一貫したマネジメントの方針や地質・地盤リスクマネージャー(及びその補完)による運用について記述をしていますので、追加の記述は行いません。	
44	建コン 7	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的		2. 協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系 P7 後半下部で地質・地盤に関わるトラブルを関係者の“協力関係”の中で解決してきた風土がある。(略) 協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし P7 後半下部 文----- -----国外では“地質・地盤リスク”は、施工において提示された地質の条件と実態の乖離についての契約上の係争のような“対立関係”として取り扱われることが多い。しかし、我が国は地震や風水害などの自然条件、地質・地盤条件も諸外国より厳しいこともあり、地質・地盤に関わるトラブルを関係者の“協力関係”の中で解決してきた風土がある。そこで本ガイドライン(案)では、ISO を参考としながら、協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし、リスクマネジメントを行う事業者、およびこれに参画する関係者、それぞれが担うべき役割・機能や連携のありかたについて示している。協力関係、協調関係と書かれた体系では実用性に疑問を生じる。	協力関係、協調関係と書かれると「請け付け」関係の中で、生じた関係の様に感じる。独占禁止法での優越的地位の濫用あたる行為も含まれていると感じる。	A ↓ D	契約の範囲内での連携を期待するものと考えております。	議題 1 : 風土・文化などの記述
45	建コン 71	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的	1.本ガイドライン(案)の目的	下から9行目以降 「国外では、・・・そこで本ガイドライン(案)は、・・・協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし・・・あり方について示している」は、これからの国際化を視野に入れたときに相応しくない。	今後は、国際入札が特定業務において実施される趨勢にあり、また、国際の技術者が海外進出する場合も考慮すれば、あえてこの文章を入れる意味ないが薄い。国内土木事業のガラパゴス化を助長しかねない。	A ↓ D	このままとします。	議題 1 : 風土・文化などの記述
46	日建連 18	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的	1.本ガイドライン(案)の目的	下から2~9行目に、“対立関係”と“協力関係”という表現がありますが、是非強調していただきたい。	“協力関係”が、ややもすると請負者の付度による“非協力関係”になっている事例も多いため	A ↓ D	このままとします。	議題 1 : 風土・文化などの記述
47	全地連 9	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的	【解説】 (1)本ガイドライン(案)の目的	「協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土」	本当にそのような「文化・風土」なのか？ 誤解を与える表現ではないか	A ↓ D	このままとします。	議題 1 : 風土・文化などの記述
48	全地連 8	004-本文	1.本ガイドライン(案)の目的	【解説】 (1)本ガイドライン(案)の目的	国外では		C	「海外では」に修正します。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
C : 意見通り修正するもの
D : 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)
E : ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
49	全地連 7	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	【解説】 (1)本ガイドライン(案)の目的	効率的な実施、安全性の確保ならびにコストや工期の短縮・適正化などの生産性向上」とありますが、「効率的な実施」とはすなわち、「コストや工期の短縮・適正化などの生産性向上」と同義であるように思われます	箱書きの表現「土木事業の効率的な実施ならびに安全性や生産性の向上に資すること」も含めて概念整理すべきです。	C	「生産性の向上」を削除し、「効率的な実施」のみの記載に修正します。その他の該当箇所も同様に修正します。	
50	全地連 6	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	【解説】 (1)本ガイドライン(案)の目的	・・・構想・計画、調査、設計、施工、維持管理等 この等は何をイメージされているのでしょうか	P20の4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項の箱書き下の解説では、・・・構想・計画、調査、設計、施工、維持管理の各段階」とあります	C	ご指摘の通り修正します。	
51	幹事-近畿地整 5	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	(2)	下から3行目 「・・・なお、5章の方法は・・・」 →「・・・なお、5章の実施方法は・・・」	5章のタイトルに合わせる。	C	ご指摘の通り修正します。	
52	日建連 19	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	(2)本ガイドライン(案)の構成下から3行目	手順の例示とありますが、枠囲いの位置づけを明記していただきたい。	本文の枠囲いとの違いをはっきりした方が、ガイドラインの持つ意味を明確にできると考えたため	D	枠書きは基本的・標準的な事項として規定するもので、ガイドラインの一般的な書き方としていますので、位置づけを明記することは考えていません	
53	日建連 1	004-本文	2. 適用対象	枠書き	「本ガイドライン(案)は、国土交通省の実施する土木事業を対象とする。」とあります。モデル事業のようなもので適用を広げていくことを想定されているのでしょうか。	実際に地質リスクマネジメントを実施するに当たって、参考となるモデル事業があった方がよいと思ったためです。	E	地質・地盤リスクマネジメントの導入促進の手法については今後検討が必要と考ええます。	
54	日建連 20	004-本文	2. 適用対象		自然災害(地震、水害)によるリスクについて、本ガイドラインの適用対象なのか、明記されることが望ましいと思います。	地質・地盤リスクの中には、地震や豪雨・水害等による影響要因も想定されるかと思えます。本ガイドラインがこのような外部要因も対象とするのか、地質・地盤自体に起因するリスクを対象とするのか、補足解説が望ましいと思いました。	F	リスクの中には地質に起因する災害も含まれます。本ガイドラインにおいて注意の必要な地形・地質については参考資料に例示します。	
55	東北地整 1	004-本文	2. 適用対象		事業の進捗にあたり、このガイドラインを適用して調査から工事着手などの段階を踏むのかを明確にした方がよいのではないのでしょうか。	国交省では、大規模事業の場合、ガイドラインに記載されているような、発注者、地質業者、設計者、施工者がリスクを情報共有しながら事業をすでに実施していることから、このガイドラインの適用対象を明確にしないと活用されないと思われるため。	D	基本的に事業全体を通じて実施することが望ましいですが、途中から実施しても良いと考えています。この考え方は(2)に記載しております。	
336	国総研土砂・砂防研 1	004-本文	2. 適用対象	2. 適用対象	p.9:適用範囲について、災害対応を含むリスクを軽減することが目的の防災関連事業に関しては、当ガイドライン適用の前提となることから、当該関連事業実施時には適用対象としない、但し、防災関連事業概成時に道路等のインフラ事業者の要請に基づき、適切に開示出来るように調査・施工関連資料を保管・整理するものとする、方式が良いと考えます。	リスクマネジメントの前提となる事業であり、入れ子になるのを避けるため。	D	防災分野についても適用対象としています。引き継ぎ方法などについては、今後検討が必要と考えます。	
56	日建連 66	004-本文	2. 適用対象		「また、地方自治体や民間発注者等が実施する土木事業～活用することができる。」のように民間発注者も適用対象とすることはできないのでしょうか。	民間発注の鉄道工事や電力関連工事でも地盤リスクの高い工事が多いので。	D	基本的には国土交通省の実施する土木事業を適用対象としています。「基本な考え方」及び2章の解説では、すべての土木事業に適用することが望ましいとの考え方を示しています。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
57	委員-古関先生 1	004-本文	3.用語の定義		p.10の定義中の「リスク対応」：…「修正」するプロセスと定義しているが、「修正」という用語が5.5の記述に一度も使われていないように見える。何を「修正」と呼んでいるのが理解できない。		C	4章と5章にリスクの修正に関する記載を追記します。	
58	幹事-近畿地整 6	004-本文	3.用語の定義		リスク要因「・・・要因が存在する。」→「・・・要因が存在。」	他の用語の定義の表記と合わせて、体言止めとする。	C	ご指摘の通り修正します。	
59	幹事-近畿地整 7	004-本文	3.用語の定義		不確実性の説明 「推定・想定との乖離」→「推定・想定との乖離の幅」	不確実なのは「乖離の幅」ではないか。 (P13の17行目の乖離の幅と同義ではないのか。)	D	「乖離」とは、「乖離している状態」やその幅を含めて包括的に表現したものです。「乖離の幅」とすると、より限定的に「不確実性の幅」に相当してしまいますので、現状のままにします。	
60	幹事-近畿地整 8	004-本文	3.用語の定義		リスクレベル 「・・・表される、地質・地盤・・・」→「・・・表される地質・地盤・・・」	句読点はいらぬ。	C	ご指摘の通り修正します。	
61	全地連 10	004-本文	3.用語の定義		「リスク基準」の内容が分かりにくいので、p.11以降の【解説】に詳細な記載が欲しい。もしくはp.52参照とする。	内容が分かりにくい	D	5章の解説に記載しています。	
62	全地連 11	004-本文	3.用語の定義		「リスクレベル」の内容が分かりにくいので、p.11以降の【解説】に詳細な記載が欲しい。もしくはp.52参照とする。		D	5章の解説に記載しています。	
63	全地連 12	004-本文	3.用語の定義		「リスク基準」と「リスクレベル」の順番を変えた方が分かりやすい	先に出てくる「リスク基準」に後述の「リスクレベル」が入っているため。	C	ご指摘の通り修正します。	
64	北陸地整 19	004-本文	3.用語の定義	3.用語の定義	「リスクレベル：結果とその起こりやすさとの組み合わせとして表される、地質・地盤リスクまたは組み合わせさせた地質・地盤リスクの大きさ。」 →リスクレベル：結果とその起こりやすさとの組み合わせとして表される、地質・地盤リスクまたは組み合わせさせた地質・地盤リスクの大きさ。	・意見	C	ご指摘の通り修正します。	
65	北陸地整 14	004-本文	3.用語の定義	3.用語の定理 リスクレベルの定義	『「結果とのおこりやすさとの組合せとして表される」、「地質・地盤リスク」又は「組み合わせさせた地質・リスク」の大きさ』の記述は、「A」、「B」又は「C」＝「A」 or 「B」 or 「C」の意味になる。 →「、」を取ると『「結果とのおこりやすさとの組合せとして表される地質・地盤リスク」又は「組み合わせさせた地質・リスク」の大きさ』	文章内のまとまりがわかりにくい。	C	リスクが組み合わせさせたという表現を削除します。	
66	日建連 2	004-本文	3.用語の定義		リスク頻度：結果の起こりやすさ リスク強度：影響の大きさ という用語（概念）があっても良いのではないのでしょうか？		D	結果の起こりやすさ及び影響の大きさは、ISO3100を参考としており、そのままの表現とします。	
67	幹事-近畿地整 10	004-本文	3.用語の定義		残存リスク 「保留」→「留保」	意図的に結論を出さないものであることから「留保」とすべき。 (P29の21行目では「留保」となっている。)	D	「保留」に統一、他の箇所を含め修正します。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
68	幹事-近畿地整 9	004-本文	3.用語の定義		不確実性の幅 「・・・事象または結果に対する想定との乖離が発生する可能性が大きいため、好ましく・・・」 →「・・・事象または推定・想定と結果に乖離が生じる可能性が高いため、好ましく・・・」	・単純に想定と結果の乖離としてはどうか。 ・発生する確率なので「高い」の方がイメージしやすいのではないか。 ・P10の不確実性の表現に合わせて「推定・想定」とすべき。	C	「大きい」→「高い」とします。想定及び乖離の表現はこのままとします。	
69	北陸地整 20	004-本文	3.用語の定義	3.用語の定義 【補足】	・不確実性の幅：～ ・好ましくない結果：～ ・残存リスク：～ ⇒以降、項目のあたりに「・」をつけると見やすいです。(他ページも同様)	・意見	D	枠書きの記載と整合させているため、このままとします。	
70	日建連 34	004-本文	3.用語の定義	p.11 7 行目	(例：工期延長、コスト増大、人的被害)→(例：人的被害、コスト増大、工期延長)とすべきでは		C	ご指摘の通り修正します。	
71	国総研 構造・基礎研 2	004-本文	3.用語の定義	【補足】	「地質・地盤の要求性能」「地質・地盤の推定性能」とあるが、要求性能とは、ある構造物に対して設計で想定する作用と抵抗側の状態との組み合わせで定義されるものであり、地質・地盤に対して要求性能あるいは性能という用語を用いるのは適切ではありません。	国では国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、学では地盤工学会「性能設計概念に基づいた基礎構造物等に関する設計原則」で左記のような定義が示されており、具体的な構造物基準である道路橋示方書等でも同様である。これらと異なる定義・用語の使用の方をするのは混乱を招くと考えられる。	A ↓ D	ご指摘の「要求性能」とは、国土交通省等が「構造物」の要求性能として定義したもので、構造物の中には基礎も含むかとは思いますが、「地質・地盤」に特化して定義したものではないと解釈しております。ここでは「構造物の要求性能」を満たすために必要な「地質・地盤の」性能としてフォーカスしたものとして示しており、「地質・地盤の要求性能」と常に明示していることから、混乱は生じないと考えています。	議題2： 要求性能の表現方法
72	幹事-近畿地整 11	004-本文	3.用語の定義	(2) 2)	4行目 「推定・想定との乖離」→「推定・想定との乖離の幅」	不確実なのは「乖離の幅」ではないか。 (P13の17行目の乖離の幅と同義ではないのか。)	D	「乖離」とは、「乖離している状態」やその幅を含めて包括的に表現したものです。「乖離の幅」とすると、より限定的に「不確実性の幅」に相当してしまいますので、このままとします。	
73	建コン 8	004-本文	3.用語の定義	【解説】	p.12 「不確実性が好ましい方向に働く場合(チャンス)・・・その様なことを考慮する必要がある」とありますが、マネジメントでなく結果論ではないでしょうか。	冒頭の記述(本ガイドライン・・・好ましくない結果・・・)の通り、記述不要と考えます。	D	本ガイドラインにおけるリスクは「不確実性の影響」であり、リスクがマイナスの影響だけではないことを説明する記述にしております。	
74	日建連 35	004-本文	3.用語の定義	(1) 地質・地盤リスクとは	ISO/IEC Guide51→JIS Z 8051：安全側面・規格への導入指針 (ISO/IEC Guide51：2014)とすべきでは	日本の規格を先に準拠すべきでは？	C	ご指摘の通り修正します。	
75	全地連 13	004-本文	3.用語の定義	【解説】	「(2) 不確実性とは」と「(3)・・・リスク要因とは」の順番を入れ替える。	p.10の箱書きの中では、リスク要因が先に記述されている。	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)	E：ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
76	国総研 構造・基礎研 3	004-本文	3.用語の 定義	【解説】 (2) 1) 不確実性 の定義	不確実性の定義として、「情報・・・部分的にでも欠落」とあるが、設計で必要となる情報が確定的に定まることはないため、欠落という表現は適切ではないのではないのでしょうか。	上記の国土交通省や地盤工学会の図書でも不確実性を前提として信頼性設計法の考え方を示しており、整合しないと考えられる。	D	用語はISO31000の定義に準じています。	
77	国総研 構造・基礎研 4	004-本文	3.用語の 定義	【解説】 (2) 2) 地質・地盤 の不確実 性の特性	「計測を繰り返しても偶発的に発生してしまうもの」とあるが、偶発的な発生という表現は適切ではないのではないか。例えば「計測方法に内包する誤差」など、具体的に示すのがよいです。	計測誤差等は偶発事象とは呼べないと考えられる。	C	「偶発的に」を削除します。	
78	幹事-近 畿地整 12	004-本文	3.用語の 定義	-3	下から8行目 「・・・要因が存在する。」→「・・・要因が存在。」	他の用語の定義の表記と合わせて、体言止めとする修正案との整合を取るため。	C	ご指摘の通り修正します。	
79	幹事-砂 金先生 2	004-本文	3.用語の 定義	2) 地質・ 地盤の不 確実性の 特性	手間よりは「時間」のほうが適切と思います。(手間がかかるのはやらないのか?という話ではないと思います。)	コストや手間の妥当性	C	ご指摘の通り修正します。	
80	北陸地整 21	004-本文	3.用語の 定義	3.用語の 定義【解説】(2)不 確実性とは 2) 地質・ 地盤の不 確実性の 特性	一方、存在そのものも含めた想定が困難なものは、調査の進展によって地質学的な仮定が可能となる場合もあるが、基本的には調査を稠密※に行うしか不確実性の幅を低減する方法がないものであり、コスト効果が最も低いものである。※「緻密」「詳細」の方がわかりやすいです。「稠密」が正しいのであればこれでもかまいません。	・意見	D	調査密度を表現しており、稠密をあえて使用しております。	
81	北陸地整 22	004-本文	3.用語の 定義	3.用語の 定義【解説】 (2)不確 実性とは 2) 地質・ 地盤の不 確実性の 特性	なお、このような不確実性の特性という考え方は、本ガイドライン(案)独自のものである。例えば経済学者のナイトは、確率分布に従うような予測可能な場合をリスク、確率分布に従わないような予測できない場合を不確実性と呼んで区別しているなど、不確実性の分類には様々な考え方があることに留意が必要である。 →なお、このような不確実性の特性という考え方は、本ガイドライン(案)独自のものである。例えば経済学者のナイトは、「確率分布に従うような予測可能な場合をリスク、確率分布に従わないような予測できない場合を不確実性と呼んで区別している」など、不確実性の分類には様々な考え方があることに留意が必要である。	・意見	C	ご指摘の通り修正します。	
82	建コン 9	004-本文	3.用語の 定義		「推定・想定」という文言が多用されていますが、「想定・推定」もあります。どちらかに統一すべきです。		C	「推定・想定」に統一します。	
83	日建連 21	004-本文	3.用語の 定義	(3) 地 質・地盤 リスクに おける リスク 要因と は	本文最終行に、『地質・地盤リスクの約8割は人為的要因が関与しているとの統計もあるため』とありますが、統計の根拠となっているデータ、もしくは文献を明記してほしい。	所内研修などでの説明に利用したいため	F	参考資料に根拠資料を示します。	

修正方針の区分		
A: 修正内容について検討・議論が必要なもの	B: 修正が必要なものかどうか確認するもの	C: 意見通り修正するもの
D: 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)	E: ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)	F: 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
84	北陸地整23	004-本文	3.用語の定義	3.用語の定義【解説】(3)地質・地盤リスクにおけるリスク要因とは	①自然的要因(地質・地盤・地下水等の要因:素因) ・地下水・地中ガス等の存在や挙動の不確実性に起因するもの←←←等 ②人為的要因(関係者やその対応の要因:誘因) ・地質・地盤情報の伝達・対応の妥当性や不確実性に起因するもの←←←等	・空白の削除	C	空白を削除し、他の箇所と使用方法を統一します。	
85	日建連37	004-本文	3.用語の定義	(3)地質・地盤リスクにおけるリスク要因とは	リスクの約8割とあるが、出典を示すべきでは		C	ご指摘の通り修正します。	
86	日建連36	004-本文	3.用語の定義	(3)地質・地盤リスクにおけるリスク要因とは	工事の妥当性の意味不明、施工法とダブっているのでは		D	「工事」は工事の実施が不適切であった場合を想定しています。	
87	国総研構造・基礎研5	004-本文	3.用語の定義	【解説】(3)②人為的要因	「施設や基礎の管理の妥当性」とあるが、基礎は削除すべきです。	基礎も施設の一部であり、並列ではない。なお、供用後に基礎を管理、例えば点検することはできないため、その点でも問題があると考えられる。	C	「施設(基礎を含む)の管理の妥当性」に修正します。	
88	国総研構造・基礎研6	004-本文	3.用語の定義	【解説】(4)地質・地盤リスクの関連用語	地質・地盤リスクの定義が示されているが、基本的考え方あるいは1章で示す方が望ましいです。	タイトルから「地質・地盤リスク」という用語が使われているが、一般的に使われている用語でないため、なぜこのタイトル・用語としているのか、文書の早い段階で示すのが望ましいため。	C	「基本的考え方」の6行目に文章を追加します。	
89	全地連14	004-本文	3.用語の定義	表-1	「影響」と「リスク」の例が「工費・工期等の変化」とあり、違いが分かりにくい。	違いが分かりにくい。	D	「影響」と「リスク」はどちらも「影響」をさすため、末尾の表現は同じになりますが「リスク」は「不確実性の影響」であり、単なる「影響」ではないため、表-1の表現は「〇〇による工期・工費等の変化」としています。	
90	日建連38	004-本文	3.用語の定義	(5)リスク関連用語と土木事業の場合の対比表-1	円弧すべりによる盛土の崩壊もいれるべきでは		D	例示であり、網羅したものでないため、このままとします。	
91	幹事-近畿地整13	004-本文	3.用語の定義	表-2	リスク特定の土木事業の場合の適用欄の内容	P10の用語の定義と記載内容が異なるのはなぜか?リスク特定・リスク分析以外はP10と整合が取れている。	C	定義に合わせて修正します。	
92	幹事-近畿地整14	004-本文	3.用語の定義	表-2	リスク分析の土木事業の場合の適用欄の内容	P10の用語の定義と記載内容が異なるのはなぜか?リスク特定・リスク分析以外はP10と整合が取れている。	C	定義に合わせて修正します。	

修正方針の区分

A: 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B: 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C: 意見通り修正するもの
 D: 修正が不要なもの(記述済み、見解の相違)
 E: ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F: 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
93	幹事-近畿地整15	004-本文	3.用語の定義	表-2	リスク評価の土木事業の場合の適用欄「リスク基準にあてはめて・・・」→「リスク基準と比較して・・・」	P10の用語の定義と整合を取るため。	C	定義に合わせて修正します。	
94	日建連39	004-本文	3.用語の定義	(5)リスク関連用語と土木事業の場合の対比表-2	四者(合同)協議とは→地質・地盤マネジメント会議等では		C	ご指摘の通り修正します。	
343	国総研河川・大規模研3	004-本文	3.用語の定義	3.用語の定義表-2	「リスク基準」及び「リスク評価」の「土木事業の場合の適用」が具体的にイメージしにくいように思います(特に「リスク基準」が理解しづらいです)。土木事業では各種の「制約条件」を「リスク基準」とする場合もあることは5.3.3.解説「(1)リスク基準の設定」にも記述されていますが、4.3解説「(2)5)リスク対応」や5.3.1解説「(2)目標の設定」の記述も踏まえると、必ずしも「制約条件」に限定されるものではないようです。そのため、可能であれば、事業工期や工費、周辺への影響等についての許容限度などを例示とし、リスク評価においてリスクレベルの比較基準となるような限界条件をリスク基準として活用することができるというような説明を加えることも考えられないでしょうか。	「リスク基準」「リスク評価」の「土木事業への適用」の説明や例示が表中のISOの定義と対応していないように思われるため。	F	参考資料に事例を示します。	
95	委員-古関先生2	004-本文	3.用語の定義		図-1:圧密沈下が生じた結果として、すべり破壊が起きるのか?(模式図にも描かれていない)		C	すべり破壊を削除します。	
96	幹事-近畿地整16	004-本文	3.用語の定義	図-1	「盛土:リスク要因」→「盛土:リスク要因(人為的)」 「軟弱地盤:リスク要因」→「軟弱地盤:リスク要因(自然的)」	図中にも記載すれば視覚的にも判りやすいのでないか。	C	ご指摘の通り修正します。	
97	全地連15	004-本文	3.用語の定義	図-1の右図	図の不具合	圧密沈下の文字が枠を跨いでいる	C	ご指摘の通り修正します。	
98	幹事-近畿地整17	004-本文	3.用語の定義	図-2	「切土:リスク要因」→「切土:リスク要因(人為的)」 「地すべり土塊:リスク源」→「地すべり土塊:リスク要因(自然的)」	図中にも記載すれば視覚的にも判りやすいのでないか。 リスク源は修正漏れと思われる。	C	ご指摘の通り修正します。	
99	日建連70	004-本文	3.用語の定義		人為的なリスク要因として、「存在の見落とし」が挙げられていますが、この存在とは具体的に何の存在でしょうか? 「地すべり土塊」の存在でしょうか?	具体的に何を見落とすことに注意すればいいか確認したいため。	D	例示であり、網羅したものでないため、このままとします。	
100	九州地整1	004-本文	3.用語の定義		リスク要因がもたらす事象について、具体的な事例(構造物別等)をもう少し示せないでしょうか?	リスクマネジメントの重要性を認識させるとともに、よりわかりやすい(より使いやすい)ガイドラインとするため。	D	例示であり、網羅したものでないため、このままとします。	
101	建コン10	004-本文	3.用語の定義		左側の地すべり土塊の下の文言が「リスク源」ですが、たたくは「リスク要因」と思われます。		C	ご指摘の通り修正します。	
102	幹事-近畿地整18	004-本文	3.用語の定義	図-3	上記と同様に図中に(人為的)・(自然的)を追記	図中にも記載すれば視覚的にも判りやすいのでないか。	C	ご指摘の通り修正します。	
103	日建連22	004-本文	3.用語の定義	図-3	断層図面は右落ちの断層にする方が分かり易い。	上層(黄色)の方が一般的には弱層が多く、誤ってその層に切羽が到達することで天端崩壊が起きる事理の方が多いため(福岡道路陥没のように)。	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A: 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B: 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C: 意見通り修正するもの
 D: 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)
 E: ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F: 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
104	建コン11	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針 構想・計画、調査、設計、施工、維持管理の各段階に応じて、地質・地盤リスクとその特性を正しく把握し、最も適切なタイミングで対応するという考え方 地質・地盤の不確実性によるリスクがある中で、安全かつ経済的・合理的に良質な構造物等を築造することが求められる 最も適切なタイミングを誰が、どの様な基準で判断するか		D	事業者（地質・地盤リスクマネージャー）が適宜判断する事項となります。	
105	幹事-近畿地整19	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 1 (1)	7行目 「・・・ことであり、好ましくない影響を回避するにとどまらず・・・」 →「・・・ことであり、ドラブルを回避し、好ましくない影響を最小限にとどめるだけではなく・・・」	本文前段に記載されているとおり、回避するのはトラブル、好ましくない影響は最小限にとどめるものではないか。	D	トラブルは、好ましくない影響も含まれると考えておりますので、このままとします。	
106	日建連40	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針 【解説】 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの概念1)	B/C→費用対効果の方が良いのでは		D	B/Cについては土木関係者は一般的に知識があると思いますので特に補足は不要と考えています。	
107	全地連16	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	(2) ① ・リスクに気付き・・・	p.44 の図8 に整合させる	「リスクに気付き（見逃さず）適切に調べること」図-8 に一致しない	D	リスクの抽出も含まれておりますのでこのままとします。	
337	国総研土砂・砂防研2	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1(2)	p.21:事業間連携で、国交省関連だけでなく林野庁を含む他省庁所管の砂防治山及び地すべり事業継続中の場合に影響範囲内で実施される道路関係事業等に、事業進捗状況、効果発現の程度に関する情報が十分に伝えられるようにする、を追記すべきだと考えます。	地盤災害中相当数を占めており、明記が必要。	E	ガイドラインは国交省の事業を対象としたものですが、他の事業でも活用できるように作成しています。なお、他省庁との連携、他事業への引き継ぎについては今後検討が必要と考えます。	
108	建コン13	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項		「・・・追加調査等による取得される情報・・・」は「・・・追加調査等により取得される情報・・・」の誤りと思われます。		C	ご指摘の通り修正します。	
109	幹事-近畿地整20	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 1 (3) 1)	9行目 「・・・回避するのは困難となり・・・」→「・・・回避することは困難となり・・・」	口語体となっているため修正。	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
110	幹事-近畿地整21	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 1 (3) 1)	18 行目 「保留」→「留保」	意図的に結論を出さないのであることから「留保」とすべき。 (P29 の 21 行目では「留保」となっている。)	C	「保留」に統一します。	
111	建コン14	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針	「また、地質・地盤リスクにはその特性によって、いわゆるフロントローディングによって調査段階など事業の初期段階で対応を早めに決定することが有利なもの、設計が進捗した段階や施工段階、あるいは維持管理段階などの現場条件が把握できる状況で対応をとることが有利なもの、さらには事業段階が進むごとに段階的に対応をとることが有利なものがある。」とありますが、例としてどのようなケースがありますでしょうか。	例示があると理解しやすいため。	D	さまざまなケースがあり、例示すると煩雑になることから、このままとします。	
112	全地連17	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針 (3)	「また、地質・地盤リスクにはその特性によって、いわゆるフロントローディングによって調査段階など事業の初期段階で対応を早めに決定することが有利なもの、設計が進捗した段階や施工段階、あるいは維持管理段階などの現場条件が把握できる状況で対応をとることが有利なもの、さらには事業段階が進むごとに段階的に対応をとることが有利なものがある。」とありますが、例としてどのようなケースがありますでしょうか。	例示があると理解しやすいため。	D	さまざまなケースがあり、例示すると煩雑になることから、このままとします。	
113	日建連41	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針 【解説】 (3) リスクマネジメントの継続的な実施 p.22 3 行目	フロントローディングとは		D	フロントローディングについては土木関係者は一般的に知識があると思いますので、このままとします。	
114	幹事-近畿地整22	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 1 (3) 1)	4~5 行目 「保留」→「留保」	意図的に結論を出さないのであることから「留保」とすべき。 (P29 の 21 行目では「留保」となっている。)	C	「保留」に統一します。	
115	建コン12	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	図-4 地質・地盤リスクマネジメントを意識した設計・施工のイメージ	リスクを含む成果を次工程に引き継げるか？		D	リスクを保有し、後の段階・工程で改めて対応を考えるという点が重要という観点で記載をしております。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C : 意見通り修正するもの
 D : 修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E : ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
116	日建連 42	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.1 地質・地盤リスクマネジメントの基本方針【解説】図-4 p.23	図-4・・・設計・施工のイメージ→各段階におけるリスクの引継ぎでは、また、構想・計画も入れるべきでは		C	タイトルを修正します。	
117	全地連 18	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	図-4	右上の維持管理業務の「業務」は不必要		C	ご指摘の通り修正します。	
118	北陸地整 1	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項 4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織【解説】(1) P.24	外部から関係者を参画させる場合、三者会議やCM制度※など既存の取り組みが参考となる。 ※CM制度とは？の補足コメントを入れてはどうでしょうか。	・意見	D	CM制度については土木関係者は一般的に知識があると思いますので、このままとします。。	
119	幹事-砂金先生 3	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織	文中で四者会議の単語も出ていることから、語句の統一(または使い方)を触れた方が良いと思います。(p.45～47のあたりか?)	三者会議	C	三者会議に統一の上、四者会議としていた箇所は「三者会議への地質・地盤技術者の参画」と修正します。	
120	建コン 16	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織 5.3.2 体制の構築	役割分担だけでなく、責任の所在とその範囲を明確化するような記述を追加したほうが良い。	ガイドラインの位置付けにも関わるが、事実の隠蔽がこれまでも問題になってきた。役割も含め、それぞれの責任の所在およびその範囲が不明確であることは組織づくりとして不十分と感じた。	D	基本的に責任は事業者がとるというスタンスで記載しております。	
121	建コン 15	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 体制・組織	これ以降で「体制・組織」の文言が多用されていますが、「組織・体制」となっている文面が多々あります。どちらかに統一すべきです。		C	「体制・組織」に統一します。	
122	日建連 3	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織	「地質・地盤リスクに対応するためには地質・地盤やリスクマネジメントに関する専門的な知識が求められることから、これらの専門技術者が参画できるようにする必要があります」とありますが、具体的な経験・実績の条件の記載は必要ないでしょうか？	役割分担にもよりますが、「専門的な知識」をはかる基準は明確にしておいたほうが良いと思われるため。	A ↓ D	事業により状況は異なるため、基準を明確に示すことはできないと考えられます。	議題5：関係者の資格要件

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
123	日建連 43	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織 【解説】 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織 p.24 下から 7 行目	三者会議とは、四者会議、マネジメント会議との違い？		C	三者会議に統一の上、四者会議としていた箇所は「三者会議への地質・地盤技術者の参画」と修正します。	
124	日建連 23	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤マネジメントの体制・組織 5.3.2 体制の構築	p.24 に「委員会形式」、「三者会議」の言葉があるが、p.42 以降の「5.3.2 体制の構築」においても、対応体制の手法として「委員会形式」、「三者会議」による対応方法もあることを記述するのが望ましいと思います。	今までも地質・地盤リスクを検討・討議する場として有識者による「検討委員会」や発注者・設計者・施工者の「三者会議」もその役割の一つを担っていたと考えられる。これらの手法もリスクマネジメントとして有効に機能すると思われ、これらの手法も体制の一つに挙げるとよいと思います。	D	48p の「⑨地質・地盤リスクアドバイザーの実施形態」の中に委員会方式や三者会議の例示があるためこのままとします。	
125	日建連 44	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス p.26 3 行目	階層→構想・計画、調査、設計、施工、維持管理の各段階とすべきでは		D	事業の段階のみではなくその中でも実施するという意味が含まれていますので、このままとします。	
126	北陸地整 17	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	文章訂正 ・ P.26 下から 3 行目 ・ P.27 3 行目	・「モニタリングと記録」→「モニタリング及びレビュー」	用語を統一すると良いのでは。	C	「モニタリング及びレビュー」に統一します。	
127	全地連 20	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	図-5 と文書	冒頭①～⑤と文章の各タイトルが一致しない	冒頭①～⑤があるが、これらに対応する文章が 2) 3) 4) 5) 6)、①、②と一貫性がない	D	構成の都合のため、このままとします。	
128	全地連 19	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質地盤リスクマネジメントの構成とプロセス解説	地質・地盤リスクマネジメントでは・・・で構成している という文章は主語と述語との関係がおかしく、構成されているが日本語としてふさわしい	表現の適正化	C	ご指摘の通り修正します。	

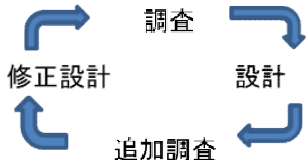
修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
129	北陸地整 2	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	ガイドライン P 27 地質・地盤リスクマネジメントのプロセス	国交省事業を対象としているのであれば、どのような立場の職員が何をするのか等、具体的に記載する必要があるのでは。	誰が、何をするのか(しなければならないのか) わかりにくい	D	事業者(地質・地盤リスクマネージャー)が判断する事項となります。	
130	北陸地整 24	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項 4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス 【解説】 (2)	3) リスクマネジメントの計画 地質・地盤リスクマネジメントでは、事業の全段階に共通するマネジメント方針やマネジメントプロセスをあらかじめ定めておくことが望ましい。しかし現実には事業の各段階に応じたマネジメント方針やそのプロセスを検討することとなると想定される。このため、各段階でのリスクマネジメントの計画では、事業全体における当該段階のリスクマネジメントの位置づけと役割、他の段階との関連性等を考慮し、全体の方針に沿った計画とする必要がある。 →地質・地盤リスクマネジメントでは、事業の全段階に共通するマネジメント方針やマネジメントプロセスをあらかじめ定めておくことが望ましい。しかし、現実には事業の各段階に応じたマネジメント方針やそのプロセスを検討することとなると想定される。このため、各段階でのリスクマネジメントの計画では、事業全体における当該段階のリスクマネジメントの位置づけと役割、他の段階との関連性等を考慮し、全体の方針に沿った計画とする必要がある。	・意見	C	ご指摘の通り修正します。	
131	幹事-近畿地整 23	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (2) 2) ①	1 行目 「・・・の段階では、構造物の・・・」 →「・・・の段階でのコミュニケーション及び協議は、構造物の・・・」	コミュニケーション及び協議の話なので、主語を頭にもってきてはどうか。	C	ご指摘の通り修正します。	
132	幹事-近畿地整 24	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (2) 2) ①	4～5 行目 「・・・するというコミュニケーション及び協議の機能が・・・」 →「・・・するという機能が・・・」	上記の修正案に伴う修正	C	ご指摘の通り修正します。	
133	幹事-近畿地整 25	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (2) 4)	6 行目 「・・・本ガイドライン(案)の5.4.1項に示す・・・」 →「・・・図-5に示す・・・」	4. 3項では図-5を示して解説しているため。	D	図-5はリスクアセスメントの項目のみで説明がなく、地質・地盤条件等の調査は5.4節で詳細に説明されるものであるため記載しているものですので、このままとします。	
134	幹事-近畿地整 26	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (2) 6)	6 行目 「・・・レビューを行うことで、リスク・・・」 →「・・・レビューを行い、リスク・・・」	後続の文章との繋がりがおかしいため。	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C : 意見通り修正するもの
 D : 修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)
 E : ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
135	幹事-近畿地整27	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (3)	3行目 「・・・で進むのではない・・・」 →「・・・で進むものではない・・・」	誤字と思われる。	C	ご指摘の通り修正します。	
136	全地連21	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	6)	記録・報告の記載がない	図の灰色のところにはある	C	6) の文章に記録・報告について追記します。	
137	北陸地整3	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス 【解説】(3) P.30	・意見⇒繰り返しもあるイメージです。 		D	ご意見いただいた通りで、繰り返しもあると考えております。ループしながら次の段階に移行するという意味で図を作成しています。	
138	北陸地整4	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	図-6、4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス【解説】(3) P.30	・「事業全体」の計画ルート検討段階での地すべり地帯（橋梁部より上流域の地盤調査）や軟弱地盤帯等のリスクマネジメント検討も非常に重要と考えています。・P31の計画・構造段階でのリスクアセスメントにおいても、詳細な地質調査が必要と考えています。過去の文献調査だけでは、計画ルート変更等のリスクが伴います。	・予備設計・詳細設計段階に地質調査を詳細に行った場合、構造物土中部が地すべり地帯域に接し、計画ルートを変更することになるため。	C	ご指摘の趣旨に沿って「ただし、影響が大きな地質・地盤リスクを見落とすことがないように、事業の早い段階でも地質・地盤条件等の調査を実施すべきである。」という文章を追記します。	
139	建コン18	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス (3) プロセスの階層と連携	(p.30)図-6 階層構造のイメージ 図-6に施工段階、維持管理段階のイメージ図も組み込むのがよいと思います。	(p.30 6行目)に「特に、施工段階や維持管理段階では、現場の状況や点検結果を検討しながら、設計変更や補修の必要性を判断するといった作業の繰り返しが基本となる。」との記載があり、その部分に関する図がないため。	D	本図は階層構造のイメージの例示です。構想・計画・施工・維持管理について全て示すことは煩雑になるためこのままとします。	
140	日建連59	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 (4) 1) リスクアセスメント・施工段階および維持管理段階	「それまで把握されていたリスク情報を修正・追加して、リスク対応の修正や追加のための情報を提供することが目的となる」の「と」が不要かと思えます。		C	ご指摘の通り修正します。	
141	日建連60	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 (4) 1) リスクアセスメント・施工段階および維持管理段階	「特に、トンネル地山分類や切土などののり面対策、盛土材料など性状は」の部分、「盛土材料などの性状は」とされると読みやすいかと思えます。		C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
142	北陸地整 25	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス 【解説】 (4)	1) リスクアセスメント ・設計段階 設計段階のリスク分析では、主として設計に関わるリスク対応の方針を決めるための情報を提供することを目的とする。このため、前段階で把握されているあるいは新たに把握されたリスクの特性について、さらに詳しく記述することが必要である。 →設計段階のリスク分析では、主として設計に関わるリスク対応の方針を決めるための情報を提供することを目的とする。このため、前段階で把握されている、あるいは新たに把握されたリスクの特性について、さらに詳しく記述することが必要である。	・意見	C	ご指摘の通り修正します。	
143	幹事-近畿地整 28	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (4) 1)	・設計段階の1行目 「・・・設計に関わるリスク対応の方針・・・」 →「・・・設計に関わるリスク評価・・・」	リスクアセスメントの流れでは、分析→評価→対応となるのではないかと。	D	リスクアセスメントは特定→分析→評価までという定義です。対応方針を決めるの情報をリスクアセスメントでまとめるという意味の記載ですので、このままとします。	
144	幹事-近畿地整 29	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 (4) 1)	・施工段階および維持管理段階の内容 「リスク分析は」で文章が始まっているが、分析→評価→対応となるのではないかと。	リスクアセスメントの流れでは、分析→評価→対応となるのではないかと。	D	リスクアセスメントは特定→分析→評価までという定義です。対応方針を決めるの情報をリスクアセスメントでまとめるという意味の記載ですので、このままとします。	
145	全地連 22	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	下から4行目	「の」が抜けている	脱字	C	ご指摘の通り修正します。	
146	全地連 23	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	下から4行目	「トンネル地山分類や切土などののり面対策、盛土材料など性状は」の文章は、何が並列になっているのか分かりづらい。また文意が読み取りづらい。		C	ご指摘の通り修正します。	
147	全地連 24	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	(4)1)	・施工段階および維持管路段階	維持管理段階の記述部分に、「土構造物の経年劣化など」と追記すると良い。自治体レベルでは完成が到達点で、土構造物の経年劣化などの認識が低く、キーワードとして組み込むと良いと考える。	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分		
A : 修正内容について検討・議論が必要なもの	B : 修正が必要なものかどうか確認するもの	C : 意見通り修正するもの
D : 修正が不要なもの (記述済み、見解の相違)	E : ガイドラインの対象外 (今後対応を検討するもの)	F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
148	建コン17	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス (4)事業の段階におけるプロセスの特徴 2)リスク対応	設計段階において、「事業費の観点では悲観的な想定で最もコストが低いものを優位とする場合や、・・・考えられる」と例示されています。事業（調査）の進捗が浅い段階で判断した『その時点での最適案』に対し、事業の進捗（新たな調査・設計・施工情報）に応じて当時の選定結果の妥当性を継続的に検証することになるのでしょうか？地質・地盤リスクがあり施工時に多大なリスクを負うような事業では、悲観的リスクから想定したコスト等をもとに比較案の優位性を判断していくことになると考えますが、事業進捗に応じた新たな情報でフィードバックした場合、楽観的な想定の方が（結果論として）最適だったと判断されるようなケースでは説明に苦慮すると考えます。ある時期での意思決定に対し、その事業段階（調査レベル）と地質・地盤リスクの関係から判断できる基準のようなものがあれば有益と考えます。	地質・地盤情報には不確実性があり、調査の成熟度も低い中で事業を進めざるを得ない場合、その時点での最適案を選定し、その後も説明責任を果たしていくための参考としたい。	D	前提となる地質・地盤条件または事業の状況が変化することによって、リスク評価および最適な対応策も異なるものとなることがあるということを事業者が理解することが必要と考えます。	
344	国総研河川・大規模研4	004-本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4. 3 地質・地盤リスクマネジメントの構成とプロセス解説 (4) 事業の段階におけるプロセスの特徴 2)リスク対応	「・構想・計画段階」の最後の文にある「リスクの今後の対応方針」→ 「リスクへの今後の対応方針」又は「リスク管理における今後の対応方針」とした方が理解しやすいのではないのでしょうか。	文意が不明確なため	C	ご指摘の通り修正します。	
149	日建連67	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法		5. の実施方法において、「いたずらに会議の回数や記録の手間を増やして受注者側に負担をかけることがないように実施する。」といった方針や方向性を明記していただけないでしょうか。		C	「これらとの統合または機能の追加等によって、関係者の負担に配慮す効率的なマネジメントの体制・組織とすることが望ましい」という文章を追加します。	
150	日建連73	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法		・一般的なガイドラインのように、調査・設計・施工・維持の各段階でそれぞれの立場の方が、どうリスクマネジメントに関与していくかを記載した方がわかりやすいのではないのでしょうか		D	関係者の基本的な関わり方については既に記述しております。より具体的な関わり方については、事業者が各事業毎に適宜判断する事項となります。	
151	日建連61	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	「簡易な方法を採用する場合は、見逃しによる地質・地盤リスクが生じる可能性を考慮する必要がある。」とありますが、簡易な方法でなくても、見逃しのリスクはあるのではないのでしょうか？	リスクの抽出は担当するマネージャーや地質・地盤技術者の力量に頼るところが大きく、適切なマネジメントをしても、リスクを見落とす可能性を排除することは難しいと考えられるため。	C	ご指摘の通り修正します。	
338	国総研土砂・砂防研3	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1(2)	p.33-34 ③土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の活用、を追記すべきだと考えます。	公的な調査であり、一般的にも使用されているため。	D	例示であり、全ての資料を記載しているわけではありませんので、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
345	国総研河川・大規模研 5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般解説(2)多様な手法の検討	1段落目はリスクマネジメントの「実施方法」等について述べていますが、2段落目はリスクマネジメントを「支援する手法の例」となっており、記述の対象が一致していません。敢えて両者を書き分けているのでしょうか？(もしそうであれば、その意図(リスクマネジメントの実施主体はあくまで事業者自身であること?)が理解できるような記述を加えていただければ文脈が理解しやすくなると思います。	「実施手法」と「支援する手法」を書き分けている意図が読み取れないため	C	ご指摘の通り修正します。	
152	日建連 74	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1一般(2)多様な手法の検討	「大きく分けて、詳細なリスクマネジメントを行う場合と、比較的簡易な地質・地盤リスクマネジメントを行う場合がある」としているが、分ける必要性がないのではないのでしょうか。	「簡易な方法を採用する場合は、…考慮する必要がある」とあるが、いずれの手法においてもリスク可能性の多寡について言及しておく必要があると考えます。	C	「詳細な方法」→「標準的な手法」に変更します。標準的な手法のみで記載する場合、事業規模が小さなもの等の場合、負荷が大きくなるため、簡易な方法を記載することにします。	議題3：図-7の修正
153	北陸地整 5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般【解説】(2) P.33	① リスクの管理方法 ・「地質・地盤リスクマネジメント技術支援業務」等により補助を委託 ⇒現地調査を含む検討業務が発注可能であれば、なお良いです。	・意見	E	発注方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
154	国総研構造・基礎研 7	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1【解説】(2)多様な手法の検討	①から④のあとに、⑤として「リスクへの対応方法」を加え、リスクへの対応方法を検討・提案する際にどのような支援・配慮があるか示すべきです。	提示された地質・地盤リスクによっては、計画・設計あるいは施工段階での対応方法の検討・提案が技術的に難しくなる。この課題に対して本書として参考となる方法を示すべきであるため。(例えば、設計技術者・施工技術者にも地質・地盤に関する相応の知識や資格を求めるなど。)	B ↓ C	ご指摘の通り「⑤リスクの対応策の検討方法」を追記します。	議題3：図-7の修正
155	委員・古関先生 3	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 図-7	図-7：修正後の図中で RM が定義なしで使われている？		B ↓ C	省略せず「リスクマネジメント」に標記を修正します。	議題3：図-7の修正
156	日建連 24	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 図-7	図中に『RM 作業』と記載されており。省略語のため、図中に、『RM 作業：リスクマネジメント作業』などのように、注記を追加するのが良いと思います。	省略語の解説を追記したほうが、読者の理解が得られやすいと考えたため。	B ↓ C	省略せず「リスクマネジメント」に標記を修正します。	議題3：図-7の修正
157	北陸地整 7	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図中の「中央列」と「右端列」の使い分けが不明なため、どのような場合に中央(あるいは右端)とするのかなど、誤解がないよう明確に記載する必要があるのではないかと。	・マネージャーは、なぜ中央列に無いのか。 ・「…主観で…」と記載されているが、「客観的に」ではないのか。 等	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3：図-7の修正

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)	E：ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
158	北陸地整6	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.1 一般【解説】(2) P.34	⇒地質調査時に設計会社への同時意見照会が出来るとうい。検討業務だけでは時間がかかる。	・追加調査がある場合、現地の地質技術者と同時進行・検討できるため、解決時間が早まると考えます。	B ↓ D	リスクマネジメント会議が、同時に意見照会できる場と考えています。	議題3： 図-7の修正
159	日建連45	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法(2) 多様な手法の検討 p.34	・図-7・実施方法のイメージ例 p.44 図-8との整合？ ・リスクマネジメント補助業務委託ありきの表現となっているが、必要に応じて委託するのでは ・サブマネジャーが確認とあるが、サブマネジャーを配置しない場合もあるのでは？		B ↓ D	図-7は例示であり、全ての方法を示すものではありません。33pの本文中ではリスクの管理方法の例として、「アドバイザー等のアドバイスやチェックリストを参考に事業者が実施」という方法も示されており、「リスクマネジメント補助業務委託ありき」ではありません。44pの図-8でもサブマネジャー等は（必要に応じて委託）としています。	議題3： 図-7の修正
160	日建連62	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図-7のリスクマネジメント実施方法のイメージ例は、左1列が項目、右2列が質の異なる実施方法（右列が詳細なリスクマネジメント例）という解釈でよろしいでしょうか。	図の意味を理解するのが少し難しいと感じました。左の理解で良ければ、右2列の上に「簡易」「詳細」などの標記をいただけると助かります。	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3： 図-7の修正
161	幹事-近畿地整30	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図-7中央フローと左フローのタイトルは必要ないか 前回は「小規模事業等」と「重要事業等」との記載があった。	イメージ例なので、記載があってもよいのではないかと。	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3： 図-7の修正
162	全地連25	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	図-7	注記の「三者（四者）協議、・・・」を「四者（合同）協議、・・・」に修正する。	本ガイドライン（案）では、三者協議を利用しない。現在、実施されている三者協議を区分するため。	B ↓ C	三者会議に統一の上、四者会議としていた箇所は「三者会議への地質・地盤技術者の参画」と修正します。	議題3： 図-7の修正
163	北陸地整18	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	フローチャート ・P.34 マネジメント ・P.44 関係者	・フローチャートを統一性があるとよいのでは。	統一性があるフローをそれぞれで詳細を記述すると良いのでは。	D	図-7、図-8は例示であり、フロー等の詳細は事業者（地質・地盤リスクマネージャー）が適宜判断する事項となります。	
164	建コン19	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.2 コミュニケーション及び協議 (2) リスクの見える化への配慮	(p.36) リスクの見える化への配慮 具体的なフォーマットを用意するとよいと思います。	(p.36 下から3行目) 解説文に「コミュニケーション及び協議においては、関係者がリスクを理解し認識を共有できるように、用いる資料や説明等をわかりやすいものに工夫するなど配慮」と記載。長期間に渡る事業に対し、随時、記録し保管していくフォーマットがあったほうがよい。	F	具体的なフォーマットは今後の検討課題と考えます。なお、見える化の実施例を参考資料に示します。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
165	幹事-近畿地整31	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 2 (1) 1)	8行目 「コミュニケーション及び協議は・・・」 →「また、コミュニケーション及び協議は・・・」	文書の繋ぎとして「また、」を入れてはどうか。	C	ご指摘の通り修正します。	
166	幹事-近畿地整32	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 2 (1) 1)	18行目 「・・・、事業域および・・・」→「・・・、事業地域・・・」	一般的な範囲の表現としてはどうか。	C	該当文章を削除します。	
167	建コン26	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1)実施の判断	地質・地盤リスクマネジメントは、事業者（発注者）が実施の可否を判断することでよいのでしょうか？	地質・地盤リスクマネジメント導入の可否について判断する時点で、地質調査会社、設計コンサルタントや施工会社がどのように参画しているか不明なため。	D	事業者（地質・地盤リスクマネージャー）が適宜判断する事項となります。	
168	建コン27	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1)実施の判断	地質・地盤リスクマネジメントを導入していない事業において、地質調査会社、設計コンサルタントや施工会社の提案で途中段階から導入することもか可能でしょうか。	全ての事業において導入されるか不明であり、事業実施中の途中段階で地質・地盤リスクの発生が懸念される場合も考えられるため。	D	基本的に事業全体を通じて実施することが望ましいですが、途中から実施しても良いと考えています。この考え方は2.適用対象(2)に記載しております。	
169	建コン20	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1)地質・地盤リスクマネジメントの判断	事業の大小にかかわらず地質・地盤リスクがあるため、実施することを前提にした記載内容に変更し、実施しないケースをいくつか列挙した方がガイドラインの意味があるように思いますがいかがでしょうか。	地質・地盤リスクを配慮しない事業計画、特に自治体や民間事業者に少しでも配慮（場合によっては制限）する基本認識をもたせるため。	D	5.3.1 においてリスクマネジメントの実施の判断方法について、示しておりますのでこのままとします。	
170	建コン21	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	1) で記載されている効果的な事業が、地質を起因とするリスク、施工行為を起因とするリスク、行為の事業規模によるリスクが混在しており、実施の判断基準が曖昧となるように思われる。	地形・地質特性よりそれに起因するリスクを抽出したうえで、(3) 対象の設定で地質リスクに対する事業規模や施工行為に対して施設・時間の視点で対象と期間を設定(実施の判断) するほうが、リスクマネジメントの体系的な整理がしやすいと考えられる。	D	ご指摘の通り要因にはいろいろなものがあると思いますが、特に実施するとよいであろう効果的な事業を例示したものとなっております。最終的に導入の要否は、事業者（地質・地盤リスクマネージャー）が適宜判断する事項となります。	
171	建コン22	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	地質・地盤リスク、アメジメントの実施の判断についてです。 都市部や住宅地の道路、橋梁などは、計画・設計段階では、建物が存在する等の理由により、地質調査自体が極端に少ない場合もあります。 基本的な事項ですが、上記についても多少なりとも記載することが考えられます。	地質リスクマネジメント実施の可否判断の充実のため。	D	実施の判断は5.3.1の解説(1)において、「その時点での地質・地盤情報のほか、専門家等との十分なコミュニケーション及び協議（中略）大きなリスクを見逃さないようにすることが重要である」としており、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
172	建コン23	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	地質・地盤リスクが相対的に大きく、地質・地盤リスクマネジメントによる事業への効果が期待される事象において、液状化だけではなく、流動化も挙げた方がよいと思います。	液状化に伴って生じる流動化を意識していない場合があるので、地質リスクとしては記載すべきと考えます。	D	効果的な事業の例を示していただくので、このままとします	
173	建コン24	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	地質・地盤リスクが相対的に大きく、地質・地盤リスクマネジメントによる事業への効果が期待される事象のうち、「一定以上の延長の道路」や「規模の大きい橋梁」と定性的な表現を用いられておりますが、ガイドラインとしては、定量的に判断すべきではないでしょうか。	規模の大きい橋梁とは、橋長50m以上なのか、橋長100m以上なのか、リスクマネジメントを適用した方がよい事業の選定において、判断に迷うことが想定されるため。	D	導入の可否は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、定量的な判断基準の記載は難しいため、このままとします。	
174	建コン25	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	地質・地盤リスクが相対的に大きく、地質・地盤リスクマネジメントによる事業への効果が期待される事象のうち、「一定以上の延長の道路」や「規模の大きい橋梁」と定性的な表現を用いられておりますが、ガイドラインとしては、定量的に判断すべきではないでしょうか。例えば、杭長が長い場合（杭長40m以上など）	地質・地盤リスクマネジメントを適用した方がよい事業の選定において、判断に迷うことが想定されるため。	D	導入の可否は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、定量的な判断基準の記載は難しいため、このままとします。	
175	建コン28	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	「リスクの大きさは、事業の存否に関わるような大きなリスクからリスクが発現しても事業の効率的な実施に影響のない小さなリスクまで様々である。このため、リスクの大きさを適切に分類し、あるレベル以上のリスクがある場合にリスクマネジメントを実施することが望ましい。」とありますが、あるレベル以上のリスクとはどの程度のリスクを想定すればよいでしょうか。	例示があると理解しやすいため。	D	導入の可否は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、定量的な判断基準の記載は難しいため、このままとします。	
176	建コン72	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定	(1),(2),(3)については、具体的な例示がないのでイメージしにくい。	例示があると理解しやすい。	D	実施の判断、目的と対象の設定は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、例示が難しいため、このままとします。	
177	日建連46	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対照の設定 p.39	・ 枠内に実施の可否の表現は不要では、解説で事業者がマネジメントの要否を決定することをコメントすべきでは ・ 大規模港湾・空港もあるのでは		D	地質・地盤リスクマネジメントの実施の可否を判断する行為は事業のリスクマネジメント上きわめて重要ですので、枠内に「リスクマネジメントの実施の可否」を入れております。「港湾・空港等の事業」を記載するかについては、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が不要なもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
178	北陸地整26	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.3.1 目的と対象の設定 【解説】 (1) 1)	・軟弱地盤、液状化しやすい地層などの脆弱な地盤の箇所での事業←←←等	・空白の削除	C	ご指摘の通り修正します。	
179	全地連26	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定	箱書き内の・・・、事前のコミュニケーション及び協議等を踏まえて、・・・とあるが、解説の文意から「等」のイメージを読み取れません		D	等は条件整理も含まれるという意味であり、このままとします。	
346	国総研河川・大規模研6	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 解説(1)地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断 3) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	2段落目にある「リスクの大きさを適切に分類し、あるレベル以上のリスクがある場合」だけでは、どのような場合にリスクマネジメントを実施すべきなのかわかりません。抽象的であっても何らかの判断基準を記載できないもののでしょうか？(例えば、「不確実性の大きさから想定されるリスクレベルが許容される水準(リスク基準?)を上回るおそれがある場合」など)	ガイドラインとしては、リスクマネジメントを実施すべきかどうかの基本的な判断基準については、何らか言及すべきと考えられるため	D	導入の可否は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、定量的な判断基準の記載は難しいため、1)に効果的な事業の例を記載しています。	
180	幹事-応用地質5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1(1) 3)	「事業の効率的な実施に影響のない小さなリスク」とあるが、リスクは何らかの影響を与えると考える。		D	与える影響が許容できる大きさであることを想定したものです。	—
181	幹事-近畿地整33	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 1 (2)	6行目 「・・・リスクマネジメントの活動方針となる・・・」 →「・・・リスクマネジメントの運用方針となる・・・」	P5等の表現に合わせる。 他ではマネジメントは運用と表現しているため。	C	ご指摘の通り修正します。	
182	全地連27	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的と対象の設定 3) 地質・地盤リスクマネジメントの実施の判断	「リスクの大きさは、事業の存否に関わるような大きなリスクからリスクが発現しても事業の効率的な実施に影響のない小さなリスクまで様々である。このため、リスクの大きさを適切に分類し、あるレベル以上のリスクがある場合にリスクマネジメントを実施することが望ましい。」とありますが、あるレベル以上のリスクとはどの程度のリスクを想定すればよいでしょうか。	例示があると理解しやすいため。	D	実施の判断、目的と対象の設定は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしており、例示が難しいため、このままとします。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
 B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
 C : 意見通り修正するもの
 D : 修正が不要なもの(記述済み、見解の相違)
 E : ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)
 F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
183	日建連 47	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3 目的と対照の設定【解説】 (1) 地質・地盤リスクマネジメントの判断	あるレベル以上とは		D	導入の可否は、事業の条件、体制・組織などの要素を考慮して判断することとしています。	
184	関東地整 1	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.1 目的の対象と設定 (3) 対象の設定	「時間の視点」、で「全期間」とありますが、期間設定はいつまでにするのでしょうか？	リスクマネジメントは維持管理段階も継続して実施するように思いますが、委員会などを設置した場合、永続的に委員会を維持するのは困難と思われます。	D	体制・組織の見直しを行うことを含め、継続的な実施について事業者が検討すべき事項と考えます。	
185	建コン 29	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	(p.42～) このガイドラインには記載する事項ではないことですが、施工時点では調査設計業務の完了から数年以上が経っているケースも多く、調査～設計段階に関わった各技術者が参集された場合の業務化・作業費用等に対する仕組みづくりが必要と考えます。	長期間に渡る事業に対し、数年以上たった施工時点で各調査・設計段階の技術者が参集された場合での、費用の面等が曖昧となるのが実情のため。	E	発注方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
186	建コン 30	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (1) 関係者の構成と役割	「事業者は、地質・地盤リスクマネジメントを実施するにあたって、内部・外部から必要な能力・知識を持つ者を参加させ、これら関係者の連携体制、その機能や役割・責任分担等を明確化する。また、関係者は、それぞれの役割と責任の分担をあらかじめ確認し、割り当てられた役割を果たすために必要な能力・機能が確保できるようにする。」とありますが、関係者の責任はガイドライン上では具体的に明記するものではなく、事業者の判断のもと定めるもの、という認識でよいでしょうか。	リスクマネジメントでは、関係者の役割と責任を明確にすることが重要であると考えるため。	D		
187	全地連 28	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (1) 関係者の構成と役割	「事業者は、地質・地盤リスクマネジメントを実施するにあたって、内部・外部から必要な能力・知識を持つ者を参加させ、これら関係者の連携体制、その機能や役割・責任分担等を明確化する。また、関係者は、それぞれの役割と責任の分担をあらかじめ確認し、割り当てられた役割を果たすために必要な能力・機能が確保できるようにする。」とありますが、関係者の責任はガイドライン上では具体的に明記するものではなく、事業者の判断のもと定めるもの、という認識でよいでしょうか。	リスクマネジメントでは、関係者の役割と責任を明確にすることが重要であると考えるため。	D	ご認識の通りです。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
188	建コン31	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (1)関係者の構成と役割 表-3 および関連する本文	①リスク対応について、5.5 リスク対応の記述（用語）とより整合を図ったほうが良いと思います。 （例） 事業者： リスク対応の決定および実施 リスクマネージャー：リスク対応候補の選定←（追加） 地質・地盤技術者： リスク対応策・候補の提案 設計技術者： 設計によるリスク対応策の提案 ②本文においても用語の整合が必要ではないか （例）（ 3）1）② リスク対応の方法について・・・比較検討し決定する →リスク対応の方法について・・・比較検討しリスク対応を決定する	5.5 ではリスク対応策、対応候補、対応方法の選定、対応の決定、実施というアクションが書かれている一方、表-3 がどれの事を言っているか対応が不明瞭であり、役割分担を巡って混乱がありそうのため。	A ↓ D	チーム体制でリスク特定や分析などを実施するものですので、各担当者の実施内容を記載できないと考えています。	議題4：ワンチームに関する記載
189	日建連75	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (1)関係者の体制や役割の例	「地質・地盤技術者」や「設計技術者」の参画に比べ、「施工技術者」「施設点検者」の参画は事業化時のインシニアティブを得る可能性があるため、委託・契約に一定の配慮が必要であると思われます。	当該事業の施工・維持に関し、コストが過度となったり業者に偏りが生じる可能性があるのではないのでしょうか。	E	発注方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
190	北陸地整11	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	ガイドライン P 4 2～体制の構築	体制を構築する関係者として、事業者、・・・、施設点検者が列挙されているが、事業進行過程のどの段階での構築なのか等、記載が必要。	一般的な事業進捗において、記載されている者が確定するのは、工事施工直前か完了時になるが、各者が一同に介して議論するには困難ではないか。	D	実施時期については「2. 適用対象」において記述しておりますので、このままとします。	
191	日建連23	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 4.2 地質・地盤マネジメントの体制・組織	p.24 に「委員会形式」、「三者会議」の言葉があるが、p.42 以降の「5.3.2 体制の構築」においても、対応体制の手法として「委員会形式」、「三者会議」による対応方法もあることを記述するのが望ましいと思います。	今までも地質・地盤リスクを検討・討議する場として有識者による「検討委員会」や発注者・設計者・施工者の「三者会議」もその役割の一つを担っていたと考えられる。これらの手法もリスクマネジメントとして有効に機能すると思われ、これらの手法も体制の一つに挙げるとよいと思います。	D	チームの中に委員会の関係者なども入っているという認識のため、このままとします。	
192	建コン34	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	p.42 【解説】(1)では、「…常日頃から連携し、リスクに対する情報共有を密に行って共通認識を持ち、ONE-TEAM 体制でリスクを取扱うことが重要」および p.44 図-8 地質・地盤リスクマネジメント体制図では、調査・予備設計・詳細設計・施工・維持管理があたかも同じタイミングで連携するかのよう記述されているが、調査・設計～施工～完成後では当然時期が異なるものであり、「常日頃の連携」、「リスクに対する情報共有を密に行う」ようなことは従来の事業形態では構築が困難のように考えられる。	実際、どのようにするのかイメージがわからないため。	D	事業の段階が進む中で、関係者の体制・組織の確保と維持及び関係者の情報の共有・記録と引き継ぎが重要ということを示したものです。ただし、体制・組織の構築のための発注方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
193	東北地整2	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	事業者とは発注者側を指すと理解しましたが、国交省で言えば誰にあたるのでしょうか。 ※リスクマネージャーやサブマネージャーについても同様。	表-3（P 4 3）に事業者の定義が記載されていますが、誰なのかがよくわからないため。	D	事業者とは、事業実施にあたっての意思決定を行う者、地質・地盤リスクマネジメントの運用を行う者が含まれます。サブマネージャーは事業者を補佐する者という位置づけで、発注者以外の場合もあります。	

修正方針の区分
A：修正内容について検討・議論が必要なもの
B：修正が必要なものかどうか確認するもの
C：意見通り修正するもの
D：修正が不要なもの（記述済み、見解の相違）
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
194	幹事-近畿地整34	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (1)	表-3 地質・地盤技術者 「リスクの抽出」→「リスクの抽出・特定」	特定も必要ではないか。	C	ご指摘の通り修正します。	議題4：ワンチームに関する記載
195	幹事-近畿地整35	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (1)	表-3 施工技術者 「・・・施工後におけるリスク対応・・・」 →「・・・施工中に実施したリスク対応・・・」	施工後におけるとなると、施工後に実施したリスク対応のように読めるため。	C	ご指摘の通り修正します。	議題4：ワンチームに関する記載
196	建コン38	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	表-3 p.43	マネージャーまたはサブマネージャーまたはアドバイザー等は、長期にわたり担当する仕組みが必要と考えます。	一定規模以上の事業になると、事業期間が数年～10年以上になることもあります。事業全体のリスクを確実に引き継いでいくためには長期間携わる技術者が必要と考えます。	D	体制・組織の見直しを行うことを含め、継続的な実施について事業者が検討すべき事項と考えます。	
197	日建連48	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】(1)関係者の構成と役割	サブマネージャーは必要に応じて配置するとのコメント必要では		D	役割の中に記載していますので、このままとします。	
198	建コン33	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法		「地質・地盤サブマネージャー」とありますが、「地質・地盤リスクサブマネージャー」の誤りでしょうか？これ以降の文章にも多々あります。	すぐ上に地質・地盤リスクマネージャーとあり、これのサブではないかと思われます。あえてリスクを付けていないのかもしれませんが、その意図は読み取れません。	C	ご指摘の通り修正します。	
199	建コン35	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (2)チームとその役割	(p.44～) 耐震補強設計業務では、既往（建設時）の地質・設計成果に基づく場合が多く、契約業務においても追加で地質調査を実施することは希少かと思えます。その場合の新設ではなく補強設計者の関わり方、費用分担、参加期間の明記があると良いと思います。	編成されるチームの従事期間、当時の役割により、設計技術者の労力（費用や体制等）が大きくことなるため。	E	契約方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
200	幹事-近畿地整36	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (2)	リスク特定チーム・リスク分析チーム・リスク評価チーム・リスク対応検討チームの説明文 「リスクを見逃さず抽出・特定するためのチーム」→「リスクを見逃さず抽出・特定を担当」（他も同様）	チームの説明であり、担当内容との表現にしてはどうか。	D	チームとしての役割を示す例示のため、このままとします。	
201	建コン37	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2(2)チームとその役割	リスク特定チーム、リスク分析チーム、リスク評価チーム、リスク対応検討チームに関する説明を少し加えた方がいい気がします。	チーム体制（特定チーム、分析チーム、評価チーム、対応検討チーム）が挙げられています。図-8を見ると、調査、設計、施工、点検の技術者で構成されるようにも見えますが、調査、設計、施工、点検の段階でこの4技術者が集まる機会はどうも無いですし、4技術者×4チームとかなりの人数になるようにも見えます。	D	チームとしての役割を示す例示のため、このままとします。	
202	建コン74	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2.(2)チームとその役割	体制はチーム等の組織の立ち上げ時期と密接に関連するが、チームの組織化時期が明記されていない。	記述なし	D	リスクマネジメントの計画において、事業の段階等を踏まえ事業者が検討すべき事項と考えます。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
203	日建連 4	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3 リスクマネジメントの計画 5.3.2 体制の構築 (2) チームとその役割	～役割分担の中にリスクに基づいた施工ができていないかをチェックする技術者の配置も考えたほうがいいと思われます。役割として明確になっていない気がします。	リスクを抽出したものに対して、要求されている施工が実施できているかが重要だと思われるため。	D	リスクに基づいた施工については施工技術者がモニタリングを行い、事業者が確認するものと考えております。	
204	建コン 73	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2.(2) チームとその役割	文章では5つのチームが書かれているが、図では4つのチームのみであり、「施工リスク対応チーム」が書かれていない。組織化する時期が違うため、図では書かれていないのか？	図は読者にとって理解するうえで重要なツールであり、正確な記述が求められる。	C	ご指摘の通り修正します。	
205	日建連 49	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】(2) チームとその役割	図-8 ・体制図→マネジメント会議構成図としては ・事業者の体制構築、リスク対応とは？ ・アドバイザーも必要に応じて配置では		B ↓ C	・「関係者の体制と役割の例」に修正します。 ・事業者の内部の体制構築の意です。リスク対応の決定に修正します。 ・「必要に応じて配置」を追記します。	議題 4 : ワンチームに関する記載
206	北陸地整 8	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.3.2 体制の構築【解説】(2) P.44	図-8 地質・地盤リスクマネジメント体制図 ⇒施工段階にならないと詰められないところもあります。受注した(する)施工者の提案もあります。	・意見	D	体制と役割の例示ですので、このままとします。	議題 4 : ワンチームに関する記載
207	建コン 36	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	図-8 地質・地盤リスクマネジメント体制図 p.44	関係者で構成する各チームでの検討等については、調査、設計、施工の全段階での実施は、体制確保が難しい面があるのでは？	チームに参加する設計技術者、施工技術者がいる会社でないと対応が困難と思われる。	D	体制と役割の例示ですので、このままとします。	
208	全地連 29	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	(3) 1) ④ 下から 5,6,9 行目	「もの」が未変換	表-3 や他の記述箇所との整合	C	ご指摘の通り修正します。	
209	建コン 45	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3) 関係者の体制や役割の例	設計技術者等には、地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件が必要でしょうか。また、必要となる資格要件はあるのでしょうか。	構造物設計や施工の専門技術者であっても地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件を保有している人材がない場合もあるため。	D	設計技術者には、地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件が必要ではありません。設計に関わる資格などがあればよいと考えられます。	議題 5 : 関係者の資格要件

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
D : 修正が必要ないもの (記述済み、見解の相違)

B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
E : ガイドラインの対象外 (今後対応を検討するもの)

C : 意見通り修正するもの
F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
210	日建連 5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例	地質・地盤リスクマネージャーの資格要件はどのように判断するのでしょうか。	技術士のような公的資格保有者が例として挙げられていますが、地質・地盤リスクマネージャーに求められる役割は、相応の経験や高度な判断力が必要であり、単に資格を保有しているだけでは十分ではないと感じたためです。	D	修正によって公的資格を求める記述ではなくなっていますが、資格要件の判断基準を具体的に示すことは難しいと考えます。	議題 5 : 関係者の資格要件
211	全地連 30	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例③	③地質・地盤リスクマネージャーの設置 事業者の中に地質・地盤リスクマネージャーを置き、地質・地盤リスクマネジメント全体を統括する。トル事業者は、地質・地盤リスクマネージャーを事業者の中に置き、地質・地盤リスクマネジメント全体を統括する。	文章がダブっている。	C		
212	建コン 39	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例③	③地質・地盤リスクマネージャーの設置 事業者の中に地質・地盤リスクマネージャーを置き、地質・地盤リスクマネジメント全体を統括する。トル事業者は、地質・地盤リスクマネージャーを事業者の中に置き、地質・地盤リスクマネジメント全体を統括する。	文章がダブっている。	C	ご指摘の通り修正します。	
339	国総研構造・道路基盤研 1	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例③	同じ主旨の記述の文章が重複している。	同左	C		
213	幹事-近畿地整 37	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (3) 1) ②	6~7行目 「・・・において内容に変化が生じる場合・・・」 →「・・・において、前提条件に対して変化が生じた場合・・・」	内容を具体的に記載した方がよいため。	C	ご指摘の通り修正します。	
214	幹事-近畿地整 38	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (3) 1) ②	7行目 「・・・速やかに設計変更の対応を行う。」 「・・・速やかに対応方針の変更を行う。」	設計変更と記載すると契約手続きの変更のようにとれるため。具体的な記載にしたほうがよいため。	C	ご指摘の通り修正します。	
215	建コン 48	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 関係者の体制や役割の例	7 ページにわたる例示は、表に整理していただけると分かりやすい。P43 表-3 と組み合わせると整理するなど。		D	表への整理も試みましたが、より煩雑となるためこのままとします。	
216	建コン 49	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 関係者の体制や役割の例	リスクを保有し後段階で効率的に対応する (p65) ことは重要な考え方と認識します。5.3.2 の○○技術者の役割に示されていると良いと考えます。	5.3.2 には、リスク低減については明示されているが、保有して後段階で効率的に行う概念が読み取りにくい	D	5.3.2 は技術者ごとの役割を記載しているものであり、保有して後段階で対応するという役割を特定の者に示すことができないと考えています。	議題 4 : ワンチームに関する記載
217	建コン 50	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 関係者の体制や役割の例	技術者が集まり、リスク○○チームを新設する体制例 (p44) が示されていますが、地質・地盤→設計→施工と個々の一方通行を極力避けてフィードバックの取れる複合体制をつくることも合理的と考えます。	ガイドライン (案) に示された体制は、プロセスの繰り返し実施 (p30,図-6) という概念とは不整合に見えるため	D	p.44 は体制と役割の例示であり、フィードバックの考え方までは図示していません。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
D : 修正が必要ないもの (記述済み、見解の相違)

B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
E : ガイドラインの対象外 (今後対応を検討するもの)

C : 意見通り修正するもの
F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
218	日建連63	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 関係者の体制や役割の例 1)	「サブマネージャーは事業者以外でもよいが、その時点で当該事業の受注者である…以外の者を基本とする」とありますが、サブマネージャーの所属先は、当該事業を受注できなくなるのでしょうか？		C	ご指摘を受け、当該箇所を削除します。なお、このような場合の契約方式などについては今後検討する必要があると考えています。	
347	国総研河川・大規模研7	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 体制の構築 解説 (3) 関係者の体制や役割の例 1) 事業者の体制と主な役割 ④⑤	④の文章からは、国の事業では「リスクマネージャー」を当該事業を担当する事務所長が務めるケースも考えられます。しかし、この場合、⑤iv)の記述からは、リスク対応の検討結果を「事業者」に提示し、適切に実施されているか確認する主体ともなり、リスク対応の検討主体と確認主体が同一者となってしまいます。そのため、両者の関係について概念整理が必要ではないでしょうか (5. 7の解説3段落目、5. 8解説 (1) 2段落目も同様)。	リスクマネージャーと事業者の関係について、ガイドライン内で一貫していないように読めるため。また同一者が務めることになるケースが一般的に想定されるとすれば、リスクマネジメントの実効性にも疑問を生じるため。	D	ご指摘の通りリスクマネージャーが事務所長の場合もありえますが、これまでも対応の決定と確認は事務所内で行われているものであり、実効性に問題はないと考えます。	
219	日建連50	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】(3)関係者の体制や役割の例 1) 事業者の体制と主な役割①	直前の文書とダブっているのでは		D	指摘の箇所が見当たりません	
220	全地連31	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	大規模または複雑な地質条件となる事業において、地質・地盤リスクマネージャーが地質・地盤の専門家でないときは、地質・地盤サブマネージャーと地質・地盤リスクアドバイザーの両方または地質・地盤リスクアドバイザーを置くことにした方が運用しやすいと考える。	地質・地盤サブマネージャーと地質・地盤リスクアドバイザーは、いずれもコンサル委託になるケースが考えられ、大規模または複雑な地質条件となる事業において両方を置くことにすると、業務発注しづらいケースが考えられるため。	C	サブマネージャーとアドバイザーの設置は、事業や組織の状況に応じて、事業者が判断すべきものと考えられるため、この箇所の記述を削除します。	
221	建コン40	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 P.45 ~ P.48	大規模または複雑な地質条件となる事業において、地質・地盤リスクマネージャーが地質・地盤の専門家でないときは、地質・地盤サブマネージャーと地質・地盤リスクアドバイザーの両方または地質・地盤リスクアドバイザーを置くことにした方が運用しやすいと考える。	地質・地盤サブマネージャーと地質・地盤リスクアドバイザーは、いずれもコンサル委託になるケースが考えられ、大規模または複雑な地質条件となる事業において両方を置くことにすると、業務発注しづらいケースが考えられるため。	C	サブマネージャーとアドバイザーの設置は、事業や組織の状況に応じて、事業者が判断すべきものと考えられるため、この箇所の記述を削除します。	
222	日建連25	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	『技術士のうち地質・地盤に関する分野』の記載を、具体的な部門、専門分野を記載した方が良いと思います。	具体的な記載とする方が、読者の理解が得られやすいと考えたため。	D	地質・地盤リスクを扱う前提なので、分野を限定して記載する必要がないと思われるため、このままとします。	議題5：関係者の資格要件
223	日建連51	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】⑤	手引きやマニュアルとあるが、具体名を参考文献として示すべきでは		C	「手引きやマニュアル」は今後検討が必要なものを指しており、具体性がないためこの箇所を削除します。なお、参考となる取り組みについては参考資料に一部掲載します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
224	日建連 71	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	「地質・地盤リスクに詳しいリスクマネージャーまたは…必須とする。」とありますが、「詳しい」ことを客観的に判断する指標（経験年数、資格など）はなにかありますか？	「必須」となっており、一般的な資格保有者等との差別化をどこで図るのか確認したいため。	D	客観的指標を定めることは難しいので、このままとします。	議題5：関係者の資格要件
225	幹事-近畿地整 39	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (3) 1) ⑥	3～4行目 「・・・リスクマネジメント作業を支援する・・・」 →「・・・リスクマネジメントの運用を支援する・・・」	マネジメントは運用ではないか。	C	ご指摘の通り修正します。	
226	建コン 32	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 1) 事業者の体制と主な役割 ⑤iV)リスク対応策の提示と実施確認	見出し（リスク対応策の提示と実施確認）の通り、対応策の提示について書くべきと考えます。	ここに書かれているリスク対応の検討結果とリスク対応策の提示はは5.5の記述によれば同義ではないと思うため。	C	リスク対応の検討結果には、リスク対応候補の選定とその根拠が含まれるものという認識です。表題は「対応候補の選定とリスク対応の実施確認」に修正します。	
227	北陸地整 9	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.3.2 体制の構築 【解説】 (3) 1) P.47	⑥地質・地盤リスクアドバイザーの設置と役割 地質・地盤リスクアドバイザーの必要性の判断は地質・地盤リスクマネージャーが行うが、特に大規模※1または複雑※2な地質条件となる事業においては、地質・地盤リスクアドバイザーを置くことを必須とする。 ※1 大規模とはどの程度でしょうか。 ※2 複雑の定義はどのようなものでしょうか。	・意見	C	サブマネージャーとアドバイザーの設置は、事業や組織の状況に応じて、事業者が判断すべきものと考えられるため、この箇所の記述を削除します。	
228	全地連 32	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	2)②下から3行目	地形と地質が同一扱い	地形と地質は分けて表記するべきだと考える	C	ご指摘の通り修正します。	
229	幹事-近畿地整 40	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (3) 1) ⑨	7行目 「・・・いわゆる四者協議等に・・・」 →「・・・いわゆる四者会議等に・・・」	四者（三者）は協議ではなく会議	C	三者会議に統一の上、四者会議としていた箇所は「三者会議への地質・地盤技術者の参画」と修正します。	
230	建コン 41	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 2)地質・地盤技術者の体制と主な役割	地質・地盤技術者が設計・施工管理・点検の業務に携わる仕組み（出向、支援業務等）をもっと導入した方が良く考えます。	設計技術者が施工管理業務に向向するように、地質・地盤技術者も設計・施工管理・点検業務に携わり、地質・地盤リスクの理解を深めることが大事と考えます。	E	契約方式などの仕組み作りについては、今後検討が必要と考えます。	
231	建コン 42	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 2) 地質・地盤技術者の体制と主な役割②	リスク対応策提案の役割についてもここで書くべきと思います	・5.5 リスク対応や表-3 との整合 ・誰がリスク対応策を提案するのか、役割が明確に割り振られていない ・業務発注時にこの作業が明記されるべきと考えるため	D	チーム体制でリスク特定や分析などを実施するものですので、各担当者の実施内容を記載できないと考えています。	議題4：ワンチームに関する記載

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
232	日建連52	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】⑨	四者会議等・・・リスクマネジメント会議のことで、アドバイザーは不要と言う意味か？		D	地質・地盤技術者を三者会議等に参画させる場合に、アドバイザーとみなすこともできるとの記載になっています。	
233	全地連33	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	⑨地質・地盤リスクアドバイザーの実施形態	本(案)中では、事業者、設計技術者、施工技術者、地質・地盤技術者というキーワードで記述されていますので、事業者以下を「・」で繋ぐのではなく、「、」で繋ぐべきです		C	ご指摘の通り修正しますが、三者会議の記述を変更します。	
234	幹事-砂金先生4	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	過度にリスクを挙げすぎると対応に困る(対応しなければならなくなる?)のではないのでしょうか。そのような見定めが可能な資質が地質・地盤技術者に求められると考えます。	業務報告書に記載	D	ご指摘のようにリスク要因を見定める技術・知見が重要となると考えます。ただし、抽出したリスクはコミュニケーション及び協議を踏まえ、リスク特定の手順で再度検討されることとなります。	
235	幹事-砂金先生5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	リスクを保有する時にどのように説明するか、またどのように記録として残すのかも分かるようにすべきと思います。	設計技術者の役割	D	5.8 に記録作成及び報告の記載をしています。なお、記載方法の事例を参考資料に示します。	
236	建コン43	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 設計技術者の体制と主な役割②	設計者が方針に従って対応を具体化するだけではなく、リスク対応の段階からリスク対応検討チームの一人として等、設計面からのリスク対応策を提案することも示すべきではないでしょうか。	設計者は方針に従って設計する、対応結果を伝達するなど、対応策検討の下流にのみいるかのようなのであるが、地質・地盤技術者とは別に、設計によって回避する対応策の提案者というポジションもあると考えます	B ↓ C	リスクアセスメント及びリスク対応のプロセスの対応する形で記述を検討します。	議題4：ワンチームに関する記載
237	幹事-応用地質5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	設計技術者は、各段階において・・・、その構造物を設計する上で、地質・地盤に対する・・・。設計技術者は、地質調査結果に潜む・・・。そのため、幅広い地質・地盤リスクの知識を有する者が担当することが望ましい。		C	ご指摘の通り修正します。	
238	日建連53	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】3) 地質・地盤技術者の体制と主な役割②	業務報告書に記載するとは、今までの地質調査業務においてリスク抽出等の業務を追加することか		D	地質・地盤リスクマネジメントを実施する場合の、地質・地盤技術者の役割を例示したもので、通常の地質調査業務に適用される記述ではありません。	
239	関東地整2	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 2)地質・地盤技術者の体制と主な役割 ②地質・地盤技術者の役割	「地質調査結果は、リスクマネジメントが行えるように、必要な情報を所定の様式でとりまとめる。」とありますが、「所定の様式」が作成されるのでしょうか？ また、「・・・業務報告書に記載する。」とも書かれていますが、今後、地質調査の共通仕様書等にリスクマネジメント関係の資料作成についてが追記されていくのでしょうか？ また、設計業務についても共通仕様書にリスクマネジメント関係の資料作成について、が追加されていくことになるのでしょうか？	最初に地質調査でリスクマネジメントについて資料作成を行い、それを設計業務→施工→維持管理へ、と資料の追加・更新を行いつつ申し送っていくものと思いますが、業務に計上するようにしていくのでしょうか。	D	地質・地盤リスクマネジメントを実施する場合の、地質・地盤技術者の役割を例示したもので、現時点では具体的な様式、仕様があるものではありません。具体的な資料の作成方法については今後の課題と考えています。なお、参考資料に実施例を示します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
240	日建連 72	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	・誤字 「構造物の建設する上で」→「構造物を建設する上で」		C	ご指摘の通り修正します。	
241	国総研 構造・基礎研8	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2【解説】(3) 3)設計技術者の体制と主な役割	「①設計技術者の体制」において、地質・地盤に関する資格を有する技術者が関与することを示すべきです。とくにリスクの高い案件や大規模な事業の場合には、より積極的に関与させるよう記述をするのがよいです。	地質・地盤に関する相応の知識がリスクへの対応を検討・提案する際に必要となりますが、資格を有していれば知識を有していることの裏付けとなるため。	D	設計技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題5：関係者の資格要件
242	国総研 構造・基礎研9	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2【解説】(3) 4)施工技術者の体制と主な役割	「①施工技術者の体制」において、地質・地盤に関する資格を有する技術者が関与することを示すべきです。とくにリスクの高い案件や大規模な事業の場合には、より積極的に関与させるよう記述をするのがよいです。	地質・地盤に関する相応の知識がリスクへの対応を検討・提案する際に必要となりますが、資格を有していれば知識を有していることの裏付けとなるため。	D	施工技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題5：関係者の資格要件
243	北陸地整 10	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	③成果品のチェック P.49 地質・地盤技術者 P.50 設計技術者 P.51 施工技術者	業務を担当した者が成果のチェックをするようにも読み取れるため、他の者がチェックする事を明記する必要があるのではないかと。もしくは、「適切なチェック体制」に業務を担当した者ではない他の者が含まれているのであれば、冒頭の「地質・地盤技術者は、」は削除した方がよいと思われる。		D	5.3.2(1)に技術者とは個人をさす場合と組織をさす場合を包括して用いているとの記述がある通り、成果のチェックについては地質・地盤技術者等のそれぞれの組織内の照査技術者が実施すると考えています。	
244	幹事-砂 金先生6	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	対応方針が変化する場合は、事業者に報告する必要があるのではないのでしょうか。	施工技術者の役割	D	地質・地盤リスクマネージャーに報告する必要があるという記載を入れております。	
245	建コン 47	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例	「設計技術者は、リスク対応方針に基づき設計を行うが、・・・どの程度まで地質・地盤リスクを低減できたかを、または残存リスクはあるかを明確に伝達し、記録に残す」とありますが、作成する設計成果について地質・地盤リスクに対する対応をどのように反映させるのかの追記してほしい	地質・地盤リスク、例えば、ボーリング調査により設定した支持層により設定した杭長が、施工時の調査、あるいは杭施工時に支持層が深くなるといったリスクを、設計成果にどの程度まで記録するかの参考としたいため(単に施工へ申し送り事項として記載でよいか)	F	具体的な書式や記載内容を示すことは今後の検討が筆よと考えます。なお、参考資料にリスクの引き継ぎに関する事例を示します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
246	建コン46	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例3)設計技術者の体制と主な役割	(p.50.3 行目～)解説文「残存リスクはあるか等を地質・地盤リスクマネージャーおよび施工技術者に明確に伝達し、記録に残す。」に対して、具体的なフォーマットを用意するとよいと思います。	設計時点での残存リスク等は設計報告書の施工への申し送り事項を収録しているのが一般的だと思います。ただし、長期間に渡る事業に対し、調査及び設計時点での申し送り事項・残存リスク等を、随時、記録し保管していくフォーマットがあったほうがよい。	F	具体的な書式や記載内容を示すことは今後の検討が筆よと考えます。なお、参考資料にリスクの引き継ぎに関する事例を示します。	
247	日建連64	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3)関係者の体制や役割の例4)	「施工技術者は、中略 地質・地盤リスクを正しく認識胃、適切な方法、手順を用いて施工を行う」とあります。施工者の中にも地質・地盤技術者がいる場合がありますが、それらの技術者の役割はリスクマネジメントの中にはありませんでしょうか？		D	5.3.2 (1) に技術者とは個人をさす場合と組織をさす場合を包括して用いているとの記述がある通り、施工者内部に地質・地盤技術者がいる場合は、組織としての施工技術者及び個人としての地質・地盤技術者双方の役割が期待されるものと考えます。	
348	国総研河川・大規模研8	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 体制の構築 解説 (3) 関係者の体制や役割の例	4) ①1ポツ目にある「地質・地盤の変化」→「地質・地盤条件の変化又は設計条件との相違」とした方がよいのではないのでしょうか？	施工時の「変化」よりも設計条件との「相違」が問題となるケースが多いと想定されるため	C	ご指摘の通り修正します。	
248	日建連54	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】4)施工技術者の体制と主な役割①	想定外の地質(トラブル)→トラブルは不要では		C	ご指摘の通り修正します。	
249	関東地整3	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	4)施工技術者の体制と主な役割 ①施工技術者の体制	「・・・地質・地盤への影響等を把握できる技術者の配置」とありますが、工事の主任技術者等の資格要件に地質の資格を追加するのでしょうか？		D	施工技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題5：関係者の資格要件
250	委員・古関先生4	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	p.51: 5) 施設点検者の... の見出しの前に空白行を追加 (書式を統一)		C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
251	幹事-砂金先生 7	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	新設構造物であれば、設計者や施工者との連携によってリスクを洗い出す作業を行うべきことを明示するのはいかがでしょうか。	施設点検者の役割	D	この箇所は施設点検者の内部の組織の記述であり、全体の体制・組織は事業者（地質・地盤リスクマネージャー）が構築するという考え方です。	
252	建コン 44	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 5) 施設点検者の体制と主な役割②	施設点検者の役割が過大ではないでしょうか。	国など管理者のリスク対応方針に従って、兆候の発見と報告、記録するのがせいぜいであり、点検者ではなく管理者の役割が書かれていると思うため（維持業者等ならば兆候が見られたリスクへの応急対応程度を含むかもしれないですが）。	D	ご指摘の通り、維持管理については内容が多岐にわたり、目的物や管理の体制によって様々な役割が考えられます。ここでは役割の例示として記載しております。	
340	国総研構造・道路基盤研 2	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 【解説】(3)5) ①「施設点検者の体制」)	施工段階から引き継いだ残存リスクも追記すべき。	原案は「構造物において発言する地質・地盤リスク」に包含されているとも考えられるが、施工段階からの残存リスクは重要な項目である。	D	「構造物における地質・地盤リスク」の中には、残存リスクも含まれているという考えです。	
253	日建連 26	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.3 計画の立案 (1)	リスク基準の設定について、その設定方法について例示があると有難い。	リスク基準はリスクの評価、判断するための指標になるものと理解しますが、その設定方法に例示があると、基準設定の検討に参考になると思います。	D	事業費や工期等の制約条件などをもとに、判断するものと考えており、具体的な例示は難しいと考えています。この点は、今後検討が必要と考えます。	
254	幹事-近畿地整 41	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 3	【解説】 6行目までを削除	上段に記載の四角囲いの内容と重複しているため。	C	ご指摘の通り修正します。	
255	建コン 51	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.3 計画の立案	P53(4)「実施時期は、… 各プロセスの進捗状況にあわせ設定する必要がある。」とありますが、リスク規模に応じた実施時期やタイミングなど目安を明示できないか？	リスクマネジメントを計画するにあたっての判断時期の参考とするため	D	さまざまなケースがあり、目安を示すことは難しいことからこのままとします。	
256	幹事-近畿地整 42	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 3 (1)	2～3行目 「・・・意思決定を支援するための・・・」 →「・・・意思決定の目安とするための・・・」	リスク基準はリスク評価の目安とするものであると定義されているため。	C	ご指摘の通り修正します。	
257	建コン 75	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.3.計画の立案	通常の調査計画とリスクマネジメント調査計画の違いが読み取れない。	通常の調査計画に対して、「念には念を入れた」非常に悲観的な調査計画とならないか不安である。	D	リスクマネジメントにおける調査計画は、計画の立案において方針を検討することとしております。	
258	日建連 55	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.3 計画の立案	リスク基準の具体例を示すべきでは		D	事業費や工期等の制約条件などをもとに、判断するものと考えており、具体的な例示は難しいと考えています。この点は、今後検討が必要と考えます。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
259	日建連56	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.3 計画の立案【解説】(3)リスクアセスメントの方法の設定	ここでリスクレベルの用語が初めて出るが、これの解説が 5.4.3 リスク分析に示されていることを記すべきでは、または、リスクレベルの項目を別途設けては		D	定義に記載されていますので、このままとします。	
260	幹事-応用地質5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4	解説の中程に、「事業の目的にてらして」を加筆してはどうか。	p12 でリスクアセスメントの対象を定義していますが、そこから大分離れていること、実際の方法論を示す部分ですので、再掲しておくことで、より明示的になると思います。明示することで、以降の項においてコスト面も含んだリスクマネジメントであることを示せると思います（この節だけ読む方もいらっしやると想像します）。	C	位置は異なりますが、文章を追記します。	
261	建コン56	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント	具体的な事例が盛り込まれていると、理解しやすくなると思います。		F	参考資料に事例を示します	
262	日建連6	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント	「5.4 リスクアセスメント」に「想定されうるケース(事例)」を項目として追加した方がよいと思われます。	ケース事例があったほうが、参考になると思われるため。	F	参考資料に事例を示します。	
263	建コン57	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント 5.8 記録作成及び報告	フォーマットがあると良いと思いました。	事業者の立場が重要となりますが、何をもちょうど捉えるかの取っ掛かりが必要と考えます。	F	参考資料に事例を示します。	
264	日建連57	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント	①リスクの位置や範囲・・・⑤結果の大きさ は p.58、60、62 にもあるが、兼用できないのでしょうか また、p.63、65 にはこれに項目がいくつか追加されていますが		D	情報を追加・更新しながら引き継いでいくという考えで記載しており、繰り返し実行するという点を強調したいため、このままとします。	
265	全地連34	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメントの箱書きの下の解説	・・・、地盤条件の調査によって・・・ は 5.4.1 の文意から地質・地盤条件の調査とするか、一般的な地質調査とするかであると思われます		C	「地質・地盤条件等の調査によって」に修正します。	
266	幹事-近畿地整43	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 1	四角囲い内 「リスクアセスメントにおいては、」を削除	リスクアセスメントの項目であるため記載は不要ではないか。	D	各項目の主語がないとわかりにくいという指摘を受けているため、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
267	全地連35	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査(1)	「地質・地盤技術者は、・・・場合には、地質・地盤リスクマネージャーとの協議あるいは関係者とのコミュニケーション及び協議を行い、必要に応じて調査の追加や変更等を行う」p55 この場合「関係者との」ではなく「関係者間の」ではないか	*P44の図-8に、関係者の範囲が示されていますが、文章によってはその範囲が曖昧に読めるものもあります。一度見直した方がよさそうです。 例：「地質・地盤技術者は、・・・場合には、地質・地盤リスクマネージャーとの協議あるいは関係者とのコミュニケーション及び協議を行い、必要に応じて調査の追加や変更等を行う」この文章において「関係者」には地質地盤技術者、地質・地盤リスクマネージャーが含まれていないように見えます。	C	ご指摘の通り修正します。	
268	幹事-近畿地整44	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1(1)	1～2行目 「地質・地盤のリスク・・・に分けられる。」を削除	5.4項で解説済みであるため。	C	ご指摘の通り修正します。	
269	幹事-近畿地整45	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1(1)	21行目 「・・・段階で避けるべき地質・地盤・・・」 →「・・・段階で回避すべき地質・地盤・・・」	他では「回避」と表記しているため。	C	当該箇所を削除します。	
270	建コン52	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査	②に「施工の不確実性等」とありますが、すぐあとに「設計・施工法・工事の不確実性」とあります。文言の統一が必要と考えます。57ページや58ページにも似たような文言が散見されます。		C	ご指摘の通り、設計・施工の不確実性に統一します。	
271	幹事-砂金先生8	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査	地質調査で全てが分かるように図面に記載してしまうのも問題では？分からないことは分からないと書くことも必要と考えます。	(4)地質調査	D	5.4.1(5)1)に「不確実性のある項目やその程度を明示することに努める」という記載をしておりますので、このままとします。	
272	建コン53	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査	「人工地盤」という用語があります(本ガイドライン案では、この用語はこのページのみ)。世の中では広い意味で使われているようなので、本ガイドラインで指している人工地盤がどのようなものか、定義なり例示なりをしたほうが良いように感じました。		D	人工地盤について土木関係者は一般的に知識があると思いますので特に補足は不要と考えます。	
273	幹事-近畿地整46	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1(3)	10行目 「・・・地すべりの見逃しを考慮した事業計画・・・」 →「・・・地すべりのリスクを含んだ事業計画・・・」	見逃しの考慮はできない。リスクがある前提での事業計画をたてるのではないか。	C	リスクという表現に修正します。	
350	国総研河川・大規模研10	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査 解説(5)不確実性の整理	「人為的要因」に関わる不確実性の説明が具体的に何を指すのか、イメージしづらいように思います。例えば、「設計」に起因する不確実性とは(作用外力規模の想定との相違は「人為的要因」でないとする)設計ミスのようなものでしょうか？ 施工法の「工法自体が持つ不確実性」とは例えばどんなケースを指すのでしょうか？ 「工事」に起因する不確実性とは(気象条件の想定との相違は「人為的要因」でないとする)施工管理の不備のようなことでしょうか？	抽象的な説明のため理解が難しいと思われるため	D	3.用語の定義【解説】(3)②に記載があり、その下に概要を記載しておりますので、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
274	日連建 7	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント 5.4.1 地質・地盤条件等の調査 (3) 地質・地盤条件の活用	「詳細な地形図（たとえば航空レーザ測量図等）や既往のボーリング情報」とありますが、これらの情報だけでなく、「工事記録、変更の情報」も利活用する上で必要だと思われます。	周辺の施工記録は工事をする上で貴重な情報になると思われるため。	C	ご指摘に沿って修正します。	
275	幹事-応用地質 5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 解説(5) 1)	①設計・施工法・工事の分け方が馴染みませんでした。（既に議論された結果であれば、ご容赦下さい） ②設計に関する記述がありません。	工法選定は設計段階、施工段階（施工計画）の両方で検討されます。	C	①・②の指摘を合わせ、設計・施工の不確実性に統一します。	
276	幹事-近畿地整 47	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 1 (5) 2)	「施工法」→「工法」	本文でも「工法」と表記しているため。	C	設計・施工の不確実性に統一します。	
349	国総研河川・大規模研 9	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 1 地質・地盤条件等の調査 解説(2) 調査の流れ	④にある「推定性能」→「不確実性を考慮した地質・地盤の推定性能」とした方がよいのではないのでしょうか？	要求性能との比較においても、③と同様、推定性能自体に不確実性が含まれることを考慮すべきことが重要であり、そのことを明記しておくため。	A ↓ D	ご指摘の「要求性能」とは、国土交通省等が「構造物」の要求性能として定義したものであり、構造物の中には基礎も含むかとは思いますが、「地質・地盤」に特化して定義したものではないと解釈しております。ここでは「構造物の要求性能」を満たすために必要な「地質・地盤の」性能としてフォーカスしたものと示しており、「地質・地盤の要求性能」と常に明示していることから、混乱は生じないと考えます。	議題 2 : 要求性能の表現方法
277	北陸地整 27	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.4.1 地質・地盤条件等の調査 【解説】(5)	②人為的要因（関係者やその対応の要因：誘因） ・地盤に対する設計・施工法・工事の不確実性に起因するもの ・施設や基礎の管理の不確実性に起因するもの ・地質・地盤情報の伝達・対応等の不確実性に起因するもの←←←	・空白の削除	C	ご指摘の通り修正します。	

修正方針の区分

A : 修正内容について検討・議論が必要なもの
D : 修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B : 修正が必要なものかどうか確認するもの
E : ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C : 意見通り修正するもの
F : 参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
278	日建連27	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査 (6)地質・地盤の要求性能の整理	「地質・地盤に求める性能（要求性能）」、「土木事業において一般的に必要な地質・地盤の性能（要求性能）」の要求性能という言葉の使い方に補足説明が望ましいと思われる。	地質・地盤は自然物のため地質・地盤自体の”保有性能”をコントロールできません。ここでいう要求性能とは、構造物構築に際して期待する地質・地盤の性能という意味かと理解します。そのため、言葉の使い方の説明があると理解しやすいかと思いました。	A ↓ D	ご指摘の「要求性能」とは、国土交通省等が「構造物」の要求性能として定義したものであり、構造物の中には基礎も含むかとは思いますが、「地質・地盤」に特化して定義したものではないと解釈しております。	議題2：要求性能の表現方法
279	国総研構造・基礎研10	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 【解説】(6)地質・地盤の要求性能の整理	「地質・地盤の要求性能」という表現は適切でなく、内容とともに見直すべきです。	国では国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、学では地盤工学会「性能設計概念に基づいた基礎構造物等に関する設計原則」で左記のような定義が示されており、具体的な構造物基準である道路橋示方書等でも同様である。これらと異なる定義・用語の使い方をするのは混乱を招くと考えられる。	A ↓ D	ここでは「構造物の要求性能」を満たすために必要な「地質・地盤の」性能としてフォーカスしたのとして示しており、「地質・地盤の要求性能」と常に明示していることから、混乱は生じないと考えます。	議題2：要求性能の表現方法
280	日建連8	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4 リスクアセスメント 5.4.1 地質・地盤条件等の調査 (8)地質・地盤リスクの抽出	「必要に応じて平面図、断面図に地質・地盤リスクの範囲を明示し「リスクの見える化」を図るとよい」とありますが、調査・設計・施工の段階でどのように「見える化」を実施していけばいいかあいまいだと思います。	例えば、施工時にもリスクを抽出した情報を施工者に確実に認識し、作業してもらうため、三次元情報を持ちいて作業するなど具体的な段階に応じての事例が必要だと思います。	F	参考資料に事例を示します。	
281	北陸地整28	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.4.1 地質・地盤条件等の調査 【解説】(6)	土木事業において一般に必要な地質・地盤の性能（要求性能）の例としては下記のようなものがあるが、これはあくまで一例であり、実務においては構造物ごと等により詳細にチェック項目一覧表等を活用して整理するのがよい。 →土木事業において一般に必要な地質・地盤の性能（要求性能）の例としては下記のようなものがあるが、これはあくまで一例であり、実務においては構造物ごと等により詳細にチェック項目一覧表等を活用して整理する方がよい。	・意見	C	末尾を「するとよい」に修正します。	
282	建コン54	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査	(8)として地質・地盤リスクの抽出とありますが、5.4.2の(2)では特定したリスクの整理とあります。文章は似たような内容となっており、どう違うのかが分かりにくい。	(7)と(8)も同じような内容となっているので、(8)はなくてもいいようにも思えます。	D	リスクを抽出、リスクを特定するという手順の記述であり、このままとします。抽出されたが特定に至らなかったリスクについては、分析や評価を行わない内容となります。ただし、特定しなかった理由について記録しておくことは必要です。	
283	幹事-近畿地整48	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 1 (8)	4行目 「・・・理由等を概略整理しておくことよい。」 →「・・・理由等を整理しておくこと。」	抽出しなかったリスク要因についても理由等を整理し、次の段階へ共有・引き継ぐ必要があるため、必ず作成するとの記載にするため。	C	望ましいに修正します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
284	全地連36	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	(2) 特定したリスクの整理	④⑤はリスク分析になるので、ここからは削除する。		D	可能な範囲でこれらについて整理しておくことが望ましいという記載をしておりますので、このままとします。	
285	幹事-近畿地整49	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2	四角囲い内「リスクアセスメントにおいては、」を削除	リスクアセスメントの項目であるため記載は不要ではないか。	D	各項目の主語がないとわかりにくいという指摘を受けているため、このままとします。	
286	幹事-砂金先生9	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.2 リスク特定	リスクとして特定しなかったリスク要因というのは、公共事業では有り得ないのでは？むしろ、発現時に影響等が非常に小さいリスクとして扱う(記録する)ほうが望ましいのではないかと思います。	特定したリスク	D	リスクとして抽出されたが、その時点では特定されなかったものが、その後の状況の変化によって改めて特定されることもあることから、記録の必要があるという意図での記載です。	
287	建コン58	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.2 リスク特定(1)	リスク特定の参加者について、「必要に応じ設計技術者、・・・」とありますが、原則は、それぞれの立場からリスクを考えられる者(事業者組織内のインハウスエンジニアやコンサル) 全員の参加ではないでしょうか。	地質・地盤技術者と地質・地盤リスクマネージャーだけによるリスク特定はむしろ、「多様な専門の視点でブレインストーミングをする」点からは例外的ではないでしょうか(本マニュアルの精神を代弁する「ONE-TEAM 体制」もそういうことかと)	C	「設計技術者、施工技術者、設計や施工の専門家等、またはリスク特定チーム等」に修正します。	
288	幹事-近畿地整50	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2 (1)	4行目 「・・・視点でブレインストーミングすることにより行う。」 →「・・・視点でコミュニケーション及び協議により行う。」	ガイドラインにおける情報共有等はコミュニケーション及び協議ではないか。	D	関係者間あるいは事業者内などでブレインストーミングするという意味合いですので、このままとします。	
289	幹事-近畿地整51	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2 (1)	6行目 「・・・見逃しがないか検討すること・・・」 →「・・・見逃しがないか確認すること・・・」	検討ではなく、確認ではないか。	C	ご指摘の通り修正します。	
290	幹事-近畿地整52	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2 (2)	④と⑤はどちらが先なのか。	○5.3 リスクの分析 P61の四角囲いの文章、(1)の本文及び(2)と(3)の項目の並びでは⑤結果の大きさが先、P62(4)の並びは④が先。 ○5.4 リスクの評価 P63の(2)では④が先。 ○5.5 リスク対応 P65の(5)では④が先。 統一すべきではないか。	C	⑤と④を入れ替えて統一します。	
291	幹事-近畿地整53	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2 (2)	11～12行目 「・・・理由等を概略整理しておくことよい。」 →「・・・理由等を整理しておくこと。」	特定しなかったリスク要因についても理由等を整理し、次の段階へ共有・引き継ぐ必要があるため、必ず作成するとの記載にするため。	C	末尾を「望ましい」に修正します。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの(記述済み、見解の相違)

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外(今後対応を検討するもの)

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
351	国総研河川・大規模研 11	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 2 リスク特定解説(2)特定したリスクの整理	リスクの整理事項のうち「②リスクの項目」とは何を指すのか、簡潔なものでも説明があると理解しやすいのではと思います。(リスク要因から顕在化までの一連のシナリオ単位でみたリスクのことを指すのでしょうか?) ※(4)も同様	記述の意図を理解しやすくするため。	C	他の箇所を含め、①と②を入れ替えます。	
292	全地連 37	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	(3)下から5行目	地形と地質が同一扱い	地形と地質は分けて表記するべきだと考える	C	ご指摘の通り修正します。	
293	幹事-近畿地整 54	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 3	四角囲い内 「リスクアセスメントにおいては、」を削除	リスクアセスメントの項目であるため記載は不要ではないか。	D	各項目の主語がないとわかりにくいという指摘を受けているため、このままとします。	
294	幹事-砂金先生 10	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.3 リスク分析	学会名がここだけ出てきます。(p.62にもあります。)	地質リスク学会	C	文献の出典を追記します。	
295	日建連 10	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.3 リスク分析	「結果の大きさ」と「起こりやすさ」それぞれの区分方法例がありますが、組み合わせた「リスクレベル」はどのように決定されているのでしょうか。リスクレベル高低決定となるリスクマトリックスの参考があればいいと思います。	リスクレベルの高低判断の参考として。	F	参考資料に事例を示します。	
296	日建連 9	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.3 リスク分析	リスクの結果の大きさや起こりやすさについて具体例があるとよいと思います。	実際に地質リスクマネジメントを実施するに当たって、参考となる具体例があった方がよいと思ったためです。	F	参考資料に事例を示します。	
297	幹事-近畿地整 55	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 3 (1)	4行目 「・・・起こりやすさに幅を持つ。」 →「・・・起こりやすさに幅がある。」	表現の修正。	C	ご指摘の通り修正します。	
352	国総研河川・大規模研 12	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 3 リスク分析解説(3)地質・地盤リスクの起こり易さ	「リスクの起こりやすさ」→正しい表記と思われますが、混乱を避ける上では「リスクの顕在化のしやすさ」などと記述する方法もあるのではないのでしょうか?	「リスクの起こりやすさ」がリスク要因の多寡と混同される可能性があるように思われるため。	D	ISO の定義に記載されたものに準拠していますので、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
298	北陸地整12	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法 5.4.3 リスク分析 【解説】 (1) P.61	特定された地質・地盤リスクの多くは、結果の大きさと起こりやすさに幅を持つ。リスクレベルを高い精度で決定するためには、この幅を小さくすることが必要であり、必要に応じて追加の地質調査を実施して不確実性の低減を図る。また、設計時のリスク分析では、必要に応じて地盤の物性値を変えた※パラメトリックスタディにより、影響の大きさを分析するとよい。 ※パラメトリックスタディとは・・を表記してほしい。	・意見	D	パラメトリックスタディについて、土木関係者は一般的に知識があると思いますので特に補足は不要と考えます。	
299	全地連38	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	(4) 分析したリスクの整理	①～③は、リスク特定になるので、ここで削除する。		D	可能な範囲でこれらについて整理しておくことが望ましいという記載をしておりますので、このままとします。	
300	全地連39	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	(2) 評価したリスクの整理	①～⑤はリスク特定、リスク特定と重複するので、削除する。		D	可能な範囲でこれらについて整理しておくことが望ましいという記載をしておりますので、このままとします。	
301	幹事-近畿地整56	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 4	四角囲い内 「リスクアセスメントにおいては、」を削除	リスクアセスメントの項目であるため記載は不要ではないか。	D	各項目の主語がないとわかりにくいという指摘を受けているため、このままとします。	
302	幹事-近畿地整57	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 4 (1)	3～4行目 「・・・も想定される。これについては、関係者・・・」 →「・・・も想定されることから、関係者・・・」	文章を繋げた方が判りやすいのではないか。	C	ご指摘の通り修正します。	
303	幹事-近畿地整58	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 4 (1)	4行目 「・・・の協議等で・・・」 →「・・・のコミュニケーション及び協議等で・・・」	ガイドラインにおける情報共有等はコミュニケーション及び協議ではないか。	D	情報共有ではなく、協議によって検討を行うという意味ですので、このままとします。	
304	幹事-近畿地整59	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 4 (1)	8行目 「・・・その根拠を記録して・・・」 →「・・・その根拠を必ず記録して・・・」	次の段階へ共有・引き継ぐために必ずしなければならないとの記載にした方がよい。	C	「記録して引き継ぐ」に文章を修正します。	
353	国総研河川・大規模研13	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 4. 4 リスク評価 【解説】 (1) リスク評価の内容	追加調査ではなくリスクを保有したまま事業を進め、事業の進捗によって改めてリスク評価を行うこととする場合の基本的な要件（判断基準）を示せないでしょうか？（例えば、現在の調査水準（情報）から考えられる不確実性を考慮しても、次段階でのリスク管理によってリスクレベルを許容可能な程度（リスク基準内）にとどめることが可能と判断できる場合など）	ガイドラインとしては、リスクを保有したまま次段階に進むことの是非について何らかの判断基準が示されるのが望ましいと考えられるため	D	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項 4.1 (3)の中にご指摘の内容に近い記述があるため、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
305	日建連28	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応	「リスク管理表」の作成例があると分かりやすい。	リスク管理の具体的なやり方として、リスク評価をする項目の例示があると、参考にして取り組みやすいと思いました。	F	参考資料に事例を示します。	
306	日建連11	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応 (1) リスク対応候補の案出と選定	「必要に応じて地質リスク調査検討業務を活用したりリスク対応検討チームを組織したり」とありますが、従来から技術的難易度の高い事業に対しては、有識者による技術検討委員会が組織されることがあります。両者の違いは何でしょうか。	技術検討委員会の位置付けを明確にした方がよいと思ったためです。	D	検討チームは関係者の連携による手法の例であり、従来の有識者による技術検討委員会はアドバイザーの設置の形態の一つと位置づけられるものと考えられます。	
307	日建連12	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応 (1) リスク対応候補の案出と選定	対応は回避、低減、移転、保有がありますか、決定したリスクレベルに対して、どちらの対応方法を選定するでしょうか。判断できる表や事例の紹介があれば参考となると思います。	リスク対応方法の選定判断の参考として。	F	参考資料に事例を示します。	
308	幹事-近畿地整60	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 (1)	5行目 「施工法の変更」→「工法の変更」	工法との表現でよいのではないかと。	C	ご指摘の通り修正します。	
309	幹事-近畿地整61	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 (1)	8行目 「・・・を組織したりして、・・・」 →「・・・を組織する等、・・・」	表現の変更	C	ご指摘の通り修正します。	
310	幹事-近畿地整62	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 (1)	14～15行目 「・・・デメリットを整理表等で整理した上で・・・」 →「・・・デメリットを整理した上で・・・」	あえて整理表等とまで記載しなくてもよいのではないかと。同様な他の箇所でもそこまでは記載していない。	C	ご指摘の通り修正します。	
311	幹事-近畿地整63	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 (1)	19～20行目 「・・・明示しておくとい。」 →「・・・明示しておくこと。」	次の段階へ共有・引き継ぐために必ずしなければならぬとの記載にした方がよい。	C	記録し引き継ぐという表現に修正します。	
312	建コン59	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応	リスク対応策の案出を行う検討メンバーとして地質・地盤技術者のほか、設計技術者、施工技術者を含めるのが望ましい、とありますが、望ましいのではなく必ず含めるべきではないのでしょうか？	地質・地盤技術者だけでの検討では、現実的な対応の実現が困難な場合が多いと考えられます。	B ↓ C	「リスク対応策の案出を行う検討メンバーとして地質・地盤技術者のほか、設計技術者、施工技術者で実施することが望ましい。」に修正します。	議題4：ワンチームに関する記載
313	幹事-近畿地整64	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 (2)	P64 最下段～P65 「技術提案・交渉方式」をあえて出す必要はない	技術提案・交渉方式 (ECI) は、それほど普及した契約方式ではないことから、例として記載しないほうがよい。(難しく考え、とっつきにくくなる)	D	実施形態の一つとして例示しているものであり、このままとします。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
314	建コン55	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応	「地質リスク調査検討業務」は、「地質・地盤リスク調査検討業務」にした方が良いと考えます。	用語を統一した方がわかりやすいため。地質と地盤の両方の技術が必要であるため。	D	「地質リスク調査検討業務」は既存の取り組みの名称のため、このままとします。	
315	北海道開発局1	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5. リスク対応	(4)「残存するリスクへの対応」で、モニタリングおよびマネジメント体制の構築で対応すると記載がありますが、地質・地盤リスクマネジメント体系とその技術は発展途上ですので、今後事業者（発注者含む）がリスク管理計画の立案が出来るように、引き続き各関係機関と連携して課題に取り組んでいただき、ガイドライン（案）の作成をお願い致します。	現在、地質・地盤のリスク低減は出来ても完全に排除することは困難と考えています。例えば、汚染土壌のリスク管理につきましても、環境省よりガイドライン・基準・マニュアル等が整理されていますので、このような事例を参考にガイドラインの整理をすることも必要と感じています。	E	ガイドラインの充実や具体的なマニュアル等の作成については今後検討が必要と考えています。	
354	国総研河川・大規模研14	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 5 リスク対応解説(3)不確実性を考慮したリスク対応	追加調査ではなくリスクを保有したまま事業を進め、事業の進捗によって改めてリスク評価を行うこととする場合の基本的な要件（判断基準）を何らか示さないでしょうか？（例えば、現在の調査水準（情報）から考えられる不確実性を考慮しても、次段階でのリスク管理によってリスクレベルを許容可能な程度（リスク基準内）に留めることが可能と判断できる場合など）	ガイドラインとしては、リスクを保有したまま次段階に進むことの是非を判断するための考え方（判断基準）を、抽象的であっても何らか示すことが望ましいと考えられるため	D	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項 4.1 (3)の中にご指摘の内容に近い記述があるため、このままとします。	
316	幹事-応用地質5	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.6 解説	・・・事業を取り巻く外部・外部の状況		C	「・・・事業を取り巻く内部・外部の状況」に修正します。	
317	幹事-近畿地整65	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 6.	3行目 「・・・地質・リスクマネジメント・・・」 →「・・・地質・地盤リスクマネジメント・・・」	地盤の脱字	C	ご指摘の通り修正します。	
318	幹事-近畿地整66	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 6.	4行目 「・・・取り巻く外部・外部の状況・・・」 →「・・・取り巻く内部・外部の状況・・・」	内部の間違いではないか。	C	「・・・事業を取り巻く内部・外部の状況」に修正します。	
319	建コン60	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.7 リスクマネジメントの継続的な改善	「その他の関係者は、レビューに基づいて必要に応じ役割や機能の見直しとその改善を行う。」とありますが、ここでのその他の関係者とは、事業者以外のことを指す意味でよいでしょうか。	一義的に文意が読み取れないため。	C	「その他の」を削除します。	
320	全地連40	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.7 リスクマネジメントの継続的な改善	「その他の関係者は、レビューに基づいて必要に応じ役割や機能の見直しとその改善を行う。」とありますが、ここでのその他の関係者とは、事業者以外のことを指す意味でよいでしょうか。	一義的に文意が読み取れないため。	C	「その他の」を削除します。	
321	日建連29	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.7 リスクマネジメントの継続的な改善	リスクマネジメントを運用・実施した結果（調査、設計、施工、維持管理の各段階）を、別事業等へフィードバックする、といった内容の文章が、ガイドラインにあると良いと思います。	事業者による定期的なフィードバックを行うことで、知見の蓄積、改善に繋げることが、リスクマネジメントにおいて必要と考えたため。	E	別事業への引き継ぎやデータベース等による共有については今後検討が必要と考えます。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が不要なもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
322	建コン 61	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8 記録作成及び報告	事業者、関係者、地質地盤リスクマネージャーのそれぞれの役割が記述されていますが、簡単な模式図が挿入されていると理解しやすい。	同左	D	関係者間の役割は多種多様で、例示が難しいためこのままとします。 関係者間の役割は多種多様で、例示が難しいためこのままとします。	
323	全地連 41	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8 記録作成及び報告	事業者、関係者、地質地盤リスクマネージャーのそれぞれの役割が記述されていますが、簡単な模式図が挿入されていると理解しやすい。	* P 4 4 の図-8 に、関係者の範囲が示されていますが、それぞれの文章で「関係者」の範囲が異なっていると考えられます。 そのために分かりにくい内容となっているものと思われます。	D		
324	日建連 30	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8 記録作成及び報告	生産性向上や i-Construction を念頭に、『作成した記録類、帳票類をデータベース化するなど』といった表現があると良いと思います。	データベース化することで、運用がスムーズになると考えたため。	E	データベース等による共有については今後検討が必要と考えます。	
325	幹事-近畿地整 67	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 8 (1)	4 行目 「事業者に報告」とあるが、何を報告するのか。	コミュニケーション及び協議に事業者も参加しているはずであり、報告・共有はできているはずではないか。	D	この箇所ではリスクマネージャーと事業者を分けて、事業者内部の体制での役割を示しています。事業者にリスクマネージャーが、リスクマネジメントの結果や組織の状況を報告する等の場面が考えられます。	
326	幹事-近畿地整 68	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 8 (1)	8 行目 「基礎地盤等に求められる要求性能」 →「設計条件等から求められる要求性能」	P11 の記載内容と整合を図るため。	C	「設計条件等から地質・地盤に求める性能」に修正します。	
327	幹事-近畿地整 69	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 8 (1)	9 行目 「・地質調査により得られた推定性能」 →「地質調査等により得られた推定性能」	P11 の記載内容と整合を図るため。	C	「地質調査等によって推定された地質・地盤の性能」に修正します。	
328	幹事-近畿地整 70	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 8 (2)	3 行目 「・・・検討状況を、関係者に・・・」 →「・・・検討状況を関係者に・・・」	句読点の削除	C	ご指摘の通り修正します。	
329	建コン 62	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8 記録作成及び報告 68 ページ	情報の引き継ぎが事業を進める上での課題となると思われる。事業者による引き継ぎが困難であれば、プロジェクトマネージャー業務の発注により、継続して事業に携わる受注者（地質技術者）を確保するのが望ましいと考える。		E	体制の確保に関する方法については、今後検討が必要と考えています。CM 等の取り組みの事例等は参考資料に示します。	
330	日建連 58	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8 記録作成及び報告	情報例として示されているが、5 章・・・マネジメントの実施方法の中で述べられている項目とダブっているのでは、各段階における情報を記録することのみ記せば良いのでは		D	重要な要素ですので、あらためて記載しています。	

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
331	幹事-近畿地整71	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 8 (2)	4行目 各種ガイドライン (JACIC) 等とあるがどんなものなのか。	JACIC をあえて出すのはなぜか?	C	JACIC は削除します。 ガイドラインについては参考資料として示します。	
332	関東地整4	004-本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.8記録作成及び報告 (2)情報の引き継ぎ	「・・・その様式等については、各種ガイドライン (JACIC)等を参考にするとともに・・・」がありますが、各種ガイドラインについて具体的にガイドライン名を余白に記載した方がわかりやすいと思います。		C		
333	日建連13	005-今後の取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み		人材育成や啓発の方法、財源についてどのようにお考えでしょうか。	本ガイドラインが有効に活用されるために人材育成、啓発が不可欠であると思ったためです。	E	人材の育成、啓発については、今後の課題と考えています。	
355	国総研河川・大規模研15	005-今後の取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み (4)その他諸制度との整合	法制度等との整合を「取り組み」として記載するのは、本ガイドラインの適用対象となる事業者等として違和感を感じるのではないのでしょうか?	公共事業の関連法・制度を所管する国交省自身が発出するガイドライン案であるため。	B ↓ C	「取り組み」「整合」等の用語の使い方を検討し適切に修正します。	議題7：法制度との整合
334	建コン63	005-今後の取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み		教訓事例は収集の上、発信をお願いしたい。例えば、施工に伴う地下水の水質汚濁に関して、どのような現場の帯水層条件と施工条件なら、生じたか等の事例は非常に参考になる。		F	参考資料に事例を示します。なお、事例の収集と発信については、今後検討が必要と考えます。	

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの